

平成26年12月10日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 伊藤勝巳 | 2番 | 川瀬知之 |
| 3番 | 鈴木みどり | 4番 | 那須英二 |
| 5番 | 三宮十五郎 | 6番 | 早川公二 |
| 7番 | 平野広行 | 8番 | 三浦義光 |
| 9番 | 横井昌明 | 10番 | 堀岡敏喜 |
| 11番 | 炭竈ふく代 | 12番 | 山口敏子 |
| 13番 | 小坂井実 | 14番 | 佐藤高清 |
| 15番 | 佐藤博 | 16番 | 武田正樹 |
| 17番 | 伊藤正信 | 18番 | 大原功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|----|------|-----|------|
| 9番 | 横井昌明 | 10番 | 堀岡敏喜 |
|----|------|-----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

| | | | |
|------------------|------|------------------|------|
| 市長 | 服部彰文 | 副市長 | 大木博雄 |
| 教育長 | 下里博昭 | 総務部長 | 佐藤勝義 |
| 民生部長兼 福祉事務所長 | 伊藤久幸 | 開発部長 | 石川敏彦 |
| 教育部長 | 服部忠昭 | 総務部次長兼 税務課長 | 伊藤好彦 |
| 総務部次長兼 総務課長 | 村瀬美樹 | 民生部次長兼 十四山支所長 | 佐野隆 |
| 民生部次長兼 介護高齢課長 | 八木春美 | 民生部次長兼 児童課長 | 渡辺秀樹 |
| 開発部次長兼 土木課長 | 竹川彰 | 開発部次長兼 下水道課長 | 三輪眞士 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 服部誠 | 監査委員 事務局長 | 松川保博 |
| 財政課長 | 石田裕幸 | 秘書企画課長 | 山口精宏 |
| 防災安全課長 | 橋村正則 | 収納課長 | 山守修 |
| 市民課長兼 鍋田支所長 | 平野進 | 保険年金課長 | 平野宗治 |
| 環境課長 | 鈴木浩二 | 健康推進課長 | 花井明弘 |

| | | | |
|--------|-------|----------------|-------|
| 福祉課長 | 宇佐美 悟 | 総合福祉センター 所長 | 佐野 隆 |
| 農政課長 | 安井 耕史 | 商工観光課長 | 羽飼 和彦 |
| 都市計画課長 | 大野 勝貴 | 学校教育課長 | 立松 則明 |
| 生涯学習課長 | 半田 安利 | 図書館長 | 奥田 和彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|--------|-------|-------|---|-------|
| 議会事務局長 | 伊藤 邦夫 | 書 | 記 | 浅野 克教 |
| 書 | 記 | 伊藤 国幸 | | |

6. 議事日程

| | |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問 |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、横井昌明議員と堀岡敏喜議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（佐藤高君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） 15番 佐藤博。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

9月議会に引き続き、2期8年に及ぶ服部市長の政治姿勢、政策課題への取り組み、行財政運営等、実行状況について総括をし、今後の弥富のまちづくりのために反省すべきは反省をし、改めるべきは改め、時代に即応した効率的・効果的な行財政運営に心がけ、市民の期待に応えるべく有効な事業展開を進めていくために、お互いに緊張感を持って、きちんと整理した議論をしたいと思っております。

服部市長、私の発言内容を冷静にひとつ聞いていただきたいと思います。

事前に全て質問内容は文書で提出してありますので、基本的に要点を議論したいと思います。答弁についても、要点を明瞭・簡潔に答えていただきますようお願いをしておきます。

私は、時には大変厳しい発言、質問をすることがよくあります。

8年前に服部市長誕生に奔走した私たちは、責任があり、市民の期待に応えていただきたいと願いながらも、なかなか実感するまでに至っていないこともよくあります。

9月議会において、2期7年半の評価として、人に優しい、もっと豊かなまちづくりを目指してきた。税収も大変よい。また、都市基盤の整備、湛水防除事業等の排水対策、学校の整備、防災対策等の成果を強調した答弁があり、反省としては、市街化区域の拡大、特に車新田を市街化区域への編入調査をする方針との答弁がありました。ようやく土地活用に目覚められたのかなあという感じがしたのであります。

今回は、人の力をかりる、協力を得なければ何事も前に進まない政治姿勢、これを中心に私が何回となく指摘してきたように、執行権者は常に結果責任を問われる立場にある自覚が

重要であることを中心に議論をしまいたいと思います。

唯一の執行権者である首長は、幾ら雄弁であっても、また一生懸命やっています、真面目にやっていますと言っても、実行をし、事が成就しなければ責任を果たしたとは言えません。結果が悪ければ、言いわけ、言い逃れにすぎず、全て結果責任が問われることになります。これが執行権者の使命であります。真剣に耳を傾け取り組むことこそが重要であります。そのために、円滑な行財政運営ができるように多くの部下であるスタッフを持ち、権限が与えられ、生活等の待遇保障もされているのであります。議会においてうまく答弁ができればいいというだけではなく、また抽象論ではなく、具体的に目に見える形になってあらわされ、市民の方々が納得できるようにしなければ、執行権者としての責任を果たしたとは言えないのであります。このような観点から質問をしまいたいと思います。

まず最初に、合併10周年記念サッカー場建設問題の取り組みについて尋ねてまいります。

9月定例会本会議において私の質問に対して、市長は突然合併10周年記念のシンボル事業として三ツ又池公園に隣接した場所に全天候型の人工芝グラウンドで、公式競技ができるほどのサッカーグラウンド等をつくると表明されたのであります。私を初めほとんどの議員は初めて知り、驚いたのであります。傍聴者やテレビを見ていた市民も、もちろん初めて知り、驚いた人も少なくなかったのであります。市長が表明された以上、大きな関心事になったことは事実であり、いろいろの話題が飛び交っております。その後、議会には一度説明があり、二、三の質問はあったものの協議するまでには至っておらず、議会の反応では、逆に賛成意見はなかったように私は受けとめたのであります。しかし、さらにまた11月16日の服部彰文後援会総会の際にも、市長から直接サッカー場建設構想の表明があったと聞いております。

市長が市民に対して発した言葉は非常に重要であり、責任も重く、簡単に変えることはできないと思うのであります。

市長は、議会の議決は重いとよく言いますが、市長の発言は、執行権があるだけに、より以上に重いということを私は申し上げておきたいと思います。

新庁舎建設について既に経験をしているように、手順を間違えたために、今もって建設までには至っていない。よく反省をし、よく考えて答えていただきたいと思います。

そこで、まず市長、このサッカー場建設、必ず実行・実現させるか、最初に決意を伺いたしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

佐藤議員の御質問に、私も冷静に御答弁申し上げます。また、後々の質問の中におきましては、私の意見も添えて御答弁をしまいたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

まずサッカー場の問題でございますが、9月議会で第1次総合計画の中に織り込むため、総合運動公園の基本構想を発表させていただいたところでございます。

御承知のように、平成26年から平成30年までの総合計画の基本計画として後期基本計画が策定をされておるわけでございますが、その中において、いわゆるスポーツの振興という状況の中で、総合計画審議会のスポーツ推進委員の委員長をやっていただいております黒柳さんからこの総合運動公園のお話がありました。黒柳さんにつきましては、議員も御承知のことだと思っております。こうした中で、委員等の意図を酌み、その核としてのスポーツ施設としてサッカーグラウンド、あるいはお年寄りに大変人気のあるグラウンドゴルフ等々の設備の基本構想に着手したところでございます。

日本全国におけるサッカーの人口はもちろんのこと、私ども弥富市におきましても、少年サッカーの人口を中心として、海翔高校で、あるいは黎明高校というところにおいても部活動が非常に活発でございます。また、弥富市に進出していただいている企業チームという形の中で、多くのクラブチームがあるわけでございます。いずれも、このチームにおきましては、いわゆる専用グラウンドがない、あるいは公式試合をするグラウンドがないという形で、これはぜひ、いわゆる基本構想の中の中心的な核としてサッカーグラウンドを持っていきたいと思ったわけでございます。

このことにつきましては、青少年のジュニアの青少年県全育成にも大きく貢献するであろうと思っております。また、お年寄りの健康増進として人気のあるグラウンドゴルフも一緒に併設していきたいと思っております。

市民の皆様の御理解と地域、地主さんの御協力をいただき、ぜひとも実現をしていきたいと思っております。

議会の賛成がなかったということではなく、これからしっかりと計画を立て、説明をしていく、これが私たちが議員の皆様に対してやっていかなきゃならない基本的な行動だろうと思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 今、市長の決意は伺いました。

黒柳さんは体育協会の理事長でもありますからよく知っております。本会議で表明されるまでの過程において、どのような検討、協議がされてきたのか。また、議長との事前協議、さらにあらかじめ地主の方々との協議はされてきたのかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） ただいまの御質問について御答弁申し上げます。

今までの表明する過程におきましては、これは昨年末、ちょうど1年ほど前になるわけで

ございますが、弥富市のサッカーの現状を理解するために、弥富市サッカー協会役員兼弥富ジュニアサッカースクールの監督をしていただいております森田氏に面談を申し込み、現在の弥富市の少年を中心とするサッカー人口について詳しくお話を伺いました。また、クラブのサッカーのコーチをしている職員であるとか、ほか多くの方々にアドバイスを受けながら、私どもの生涯学習課の職員の手づくりの基本構想として作成してきたものであります。私と職員とで何回も協議した末、また財政部局も入れ、基本構想がまとまってきたわけでございます。

その基本構想は、おおむねことしの8月でございました。9月の定例議会に議員の皆様へ報告すべき8月の末に議長に事前にお話をさせていただきました。事前にお話をさせていただきただけでありまして、事前の協議はしておりません。

また、地主の方々の協議はどうかと御質問でございますが、基本構想から具体的な基本計画を策定してから地主の方々には協議を進めたいと考えております。

その時期は、おおむね来年の8月から9月を予定しておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 市長がここで発表されたのは、私どもは初めて聞いたわけでありまして。全員協議会にて、その後説明がありました。弥富市総合運動公園基本構想、これでありまして。この内容によると、補助事業と聞くが具体的な計画内容について最も重要なことは、費用対効果、利用対象者、利用料の可否の問題、利用度、特に維持管理費等は、具体的に概算の検討はどのようにされてきたのか、その点について尋ねておきます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 基本構想の中でお示しをいたしました、いわゆる基本計画までの策定があるわけでございますが、現在、私どもはこの事業を国土交通省の所管、社会資本整備交付金を活用する予定をいたしております。内容につきましては、工事費につきましては2分の1の交付金、また用地の取得につきましては3分の1の交付基準になっております。そしてまた、交付金の対象経費から交付金を除いた額の90%を起債で充当し、一般財源の軽減を図っていきたく思っております。また、ほかにこの施設基本構想を実行していくための有利なメニューがないかという状況の中で、前国会議員の方にも御相談を申し上げているところでございます。

費用対効果の御質問でございますが、計画の施設では、先ほどから言っておりますサッカーグラウンド、そしてグラウンドゴルフ、フットサル、体育協会の行事等の利用を想定いたしております。こうした競技団体にとって効率よく活動ができ、ほかの市町村との交流試合であるとか大会の開催も可能となり、大変有意義な活動ができると考えております。また、

弥富市を大きくPRすることもできると考えております。

現在では、市民のスポーツ・レクリエーションに対する要望の高まり、あるいは子供の体力の向上、先ほども言いました健全育成、お年寄りの健康増進が求められている時代でございます。市民の憩いの場や地域コミュニティの活動の拠点として大きく貢献がされると思っております。

利用の対象者は、先ほどから申し上げておりますように、市内のサッカー人口であるジュニア層、あるいは高校の部活、中学校の部活、あるいは企業のクラブチーム等々で現在では約1,000名近くとなっております。そしてまた、グラウンドゴルフをこよなく愛する人もたくさんお見えになるわけでございます。そういうような状況の中で、我々としてはこの施設を利用させていただきたいと思っております。

利用料の可否につきましては、グラウンド使用料はいただきます。これは、愛知県のサッカー協会とも指導いただく予定をしております。

また、維持管理費が大変だろうとも想定をいたしております。これは、一番中心となるのは、人工芝の管理が一番であろうと思っております。

私は、伊勢市が経営しておりますサッカー場を3回ほど尋ねさせていただきました。また、先月は自治功労者の皆様にも研修の半ば立ち寄っていただいたところでございます。自治功労者の皆様方は、こういう施設が弥富にできるといいなあと、高い評価をいただいているところでございます。その施設の建設に向けてこれから努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そうすると、用地の取得面積とか用地取得の概算見積金額等については、どのように積算しておられるのか尋ねます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどもお話をさせていただいておりますように、構想段階での積算概要でございますが、土地の造成、人工芝の敷設、クラブハウスの建設、いわゆるお客様に少し入っていただく観覧席、防球ネット、照明等の附帯施設でございます。そしてまた、用地費の合計で13億円の積算をしているところでございます。用地の取得面積につきましては、先ほどのそれぞれの施設に対してこれからしっかりと精査していかなきゃならないと思っております。現在の段階では素案はできておりますけれども、具体的な数値につきましては、基本計画を策定するまで発表を控えさせていただきたいと思っております。

また、用地の取得の概算見積金の額はという御質問でございますけれども、これはあくまで用地の取得に対しましては鑑定評価で決定をさせていただくと、そのように今現在は考えておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 先日、その基本構想を出されたときに、大体こういうような土地だという土地の設計というか、用地のものも示されたけれども、すぐに回収をされてしまいました。ところが、大体みんなわかっておるわけですね、地元であれば。

そういう中で、私が1つ市長に尋ねたいのは、まずこういう財政支出を伴うようなもの、しかも合併10周年記念事業のシンボルと市長が位置づけされておるようなものであるならば、当然市民に公表する前に、議会に諮ることが第一ではないかと。私が先ほど、手順を間違えるとできるものができませんよということを申し上げたんですが、そういうような議会に諮ることがまず一番大事な問題ではないかと。二元代表制である以上、市民に公表する前に議会に諮っていく、これが議会の存在であり使命であります。また、そういうことが一般常識であると私は考えておるのであります。

また、問題点の第2は、前述した費用対効果を初めとする内容の検討を初め、現状の弥富市として多くの行政課題が存在する中において、必要度、選択順序の位置づけ等、これは議会である程度決めていく、これが大事だと思うんですが、市長は議会には関係ないと、こういうような認識で最初に発表されたのかどうか。この点について、市長の認識について尋ねます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答えを申し上げます。

この総合運動公園の構想を最初にお示しをさせていただきましたのは、議会の皆さんです。議会の皆さんからスタートをさせていただいております。

これから来年に向けて基本計画を策定していくわけでございますけれども、その途中で議会の皆様方にもお話をさせていただきなきゃならない。特に財政的な問題につきましては、いろんな取り組み課題もございますので、そうした課題の中では、しっかりとお話をさせていただきます。議会に関係のないというような発言は一度もしたことはございません。また、そのようにも思っておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 9月議会で、初めて私は聞きました、ここで。合併10周年記念事業だ、これはサッカー場だ、こういうことを初めて聞いたんです。恐らく議長以外の人は、初めてここで聞いたと思っておるんです。市民もここで初めて聞いたと思っておるんです。

やっぱり私は、手順としてはこういうような構想を記念事業としてやりたいとか、こういうものをつくりたいとかというような場合には、議会に諮って、ある程度議会のほうが認めた上で発表していくというのが手順じゃないでしょうか。初めて議会に協議したと言われるが、ここで発表されたのが最初じゃないですか。どうですか、市長。



○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私といたしましては、この基本構想を8月の末に、議長にその素案という基本構想という段階でお話をさせていただき、9月議会に議員の皆様方にも御報告を申し上げていくという形を先ほどもお話をさせていただいたとおりでございます。

そうした形の中において、これは私たちの職員の手づくりで基本構想をまとめてきたものでございますので、まだその段階においては、議員の皆様方にはお話をする段階になっていないという形で御理解もいただきたいと思っております。要するに、9月議会が最初であるということが事実でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） それじゃあ、もう少し私も、これは政治姿勢の問題として大きな問題だから、きちっと一遍議論をしたいと思っております。

地元では土地改良事業等も行われており、あらかじめ10人の地主もわかっていると聞いております。その地主の中に佐藤高清議長の土地が入っているとの話が出てきたため、この構想が発表された直後に、私は直接議長に尋ねたところ、初めて市長の答弁で知ったと。私の田は1反7畝あり、相続により納税猶予がしてあるから交換地でももらわないかなあなんていう答えでありました。そうすると、議長はもはや8月段階というか、議会の前に承知をしておったというように理解をしていいのかどうか。市長、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどから何回もお話をさせていただいておりますけれども、基本構想が職員の手でできまして、議会のほうにお話をしていくというような状況において、8月の末だったと思っておりますけれども、議会の議長に9月議会でお話をさせていただくというようなこととお話しさせていただきました。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そうすると議長、私に答えた、初めてここで聞いたということはどういふことでしょうかね。これは私は大きな問題だと思いますよ、このことは。

市長と議長と、内容が全然違うんですよ。議長は、初めてわしも聞いたと。何か息子がサッカーをやっておって、そんなようなことがあるというようなことは聞いておったけれども、市長から直接聞いたということは言うておりませんよ。こういうようなやり方というのはいんだらうか。一遍、議会でもこれは十分議論をしなきゃならん問題になってきたと、私はそういうように認識しております。

特に、議長も地主の一人であるということから考えて、調査をした人によると、議長の土地は平成7年10月1日に相続をされておる。平成8年4月17日に納税猶予が設定されており、これから1年5カ月後には納税猶予期限が終了をし、売買は可能になると。最初からこのよ

うな計画、計算はされていると地元では話題にもなっております。この点について、服部市長は承知をされておったかどうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 計画の土地につきまして、佐藤議長の土地が含まれておるということにつきましては、全体の、約10名でございますけれど、地主さんの一人であることは承知しておりました。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そうすると、議長の土地の納税猶予がかかっておることも知っておられたということですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 10人の土地の皆様方のそれぞれの事情につきましては存じ上げておりません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） ここでこういう議論をしておってもいけませんので、これはまた一遍、きちっと改めて議会としての対応をきちっと協議をする必要があると思っています。いいですか。

そこで、恐らく今の状況からいきますと、ここは広く公表をされたわけでありますから、議会や市民の同意が必要になってくると思います。地主さんの同意はもちろん必要になってくると思います。こういう手順を誤ると、結局できるものもできんようになる可能性もあります。

そして、今の弥富市において重要な政策課題がいっぱいある中で、13億に及ぶ事業費が必要なこれが最優先課題になるかどうか。こういう点を、これから議会としてはしっかりと議論をしていく必要があると思っております。

特に、市長が議会の協議を尊重する姿勢として、もっと議会を大事にして、慎重に最初からよく検討されていくべきではなかったかと、私はこういうように考えておりますので、これは過去8年の市長の政治姿勢の一つとして重要な問題だということを提起しておきます。

そこで、続いて関連をしながら、2期8年の市長の基本的政治姿勢、政策課題の取り組み状況の総括について質問をまいります。

市長は、市民に2回の選挙公約、1回目、2回目、こういうような選挙公約。1回目は私もこれは関係をしてつくらせていただいた一人であります。

それからまた、今の市長が当選されてから、弥富市の新時代への針路という総合計画もつくられております。これも、ようやくことし曲がり角に来ておるわけです。半分過ぎたところですよ。こういうような立派なものできておるわけでありますが、この内容としては、私

は大変立派なまちづくりの指針であると認識をしております。

しかし、ここに書いたからといって、全てができるものではないと思います。しかし、これだけは守っていただきたい、これはぜひ実行し、実現していただきたいと市民サイドで考えているものも多くあります。

服部市長が3期目の出馬を表明された以上、私はこの2期8年間の自己評価、自己反省をされることが重要ではないかと考えるのであります。

そこで、最初に公約の政治姿勢の重要な内容について尋ねたいと思います。

まず、民間企業から学ぶローコスト運営、無駄遣いをしない、効率的・効果的財政運営、貴重な税金は1円たりとも無駄遣いはしない、情報公開、市民との対話を大切に約束を守る市政運営の実現、公平・公正・透明性のある市政、人に優しいまちづくり、知恵を出し実行します、さらなる行財政改革を推進し、自主財源の確保等がこの中に明記されておるのであります。

そこで、市民に約束したこれらの政治姿勢の項目内容について、全部を申し上げるわけですが、基本的にいかにこの項目を堅持され、どのように実行されてきたか。それぞれ心がけとして自己評価・自己反省を、具体的に実例があれば、政治姿勢として示していただきたい。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

まず最初の民間企業から学ぶローコスト運営、税金の無駄遣いをしないという項目でございます。

私は、長年流通業界に身を置き、競争の厳しさを学ばせていただきました。企業の生き残りにおいても、最少の経費で最大の効果を上げることがそれぞれの企業に最も大事であるということをつき込まれたわけでございます。また、当初佐藤議員にも、けちにはなるな、無駄とぜいたくは厳しく戒めよと御指導をいただいたところでもございます。これからもしっかりと、この件につきましては、自分の政治姿勢として踏襲をしまいたいと思っております。

2点目の情報公開、市民との対話を大切に約束を守る市政運営と。これらの実践におきましては、平成21年度から始めましたまちづくり出前講座、また平成24年から継続しております市長出前講座、また多くの自治会、関係機関の総会等において情報等、あるいは市政の方向ということにつきまして御報告申し上げ、市民の皆様の意識と知識の向上に努めさせていただいております。

また、情報におきましては、ホームページにおいて公開できる情報は全て積極的に公開をさせていただいております。公平・公正・透明性のある市政ということにつきましては、各

種審議会などの委員の市民公募、またパブリックコメントの実施など計画の策定、評価など市民参加、協働の充実を図っているところでございます。地域づくり補助金制度は平成20年から創設し、まさに市民との協働で積極的に市政づくりを推進しているところでございます。

4点目のさらなる行財政改革、自主財源の確保ということにつきましては、平成18年から弥富市は第1次行政改革が推進され、平成26年から第2次の行政改革を積極的に進めておるところでございます。しかしながら、行財政改革はまだまだ道半ばでございます。また、自主財源の確保につきましては、市民の皆様の大変な御努力によって着実に財源を伸ばすことができております。

平島中区画整理事業において、人口の集積、土地・家屋に対する固定資産税の伸びは非常に大きく貢献をしていただいております。

また、港湾部における企業誘致、鍋田埠頭を初めとするコンテナ物流の拠点の整備、これらも大きく貢献をし、平成25年度の決算においては、市の税収は過去最高額を更新したことが皆様方にもお伝えしたとおりでございます。これからも港湾部における固定資産税は、今現在では市全体の30%の構成まで大きく膨らんでまいりました。さらなる取り組みという形の中で、第4バースの整備計画であるとか、新たな土地利用という形の中で財源を生み出していきたいと思っております。

こんなところが私の政治姿勢であるということをお理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 今、市長の答弁を聞いておると、全て市長が立派に努力をしてやられたように聞く人は聞くんですが、私はそんなように聞いておりません。

財政でも、これは別に市長が努力をされたわけではなくて、弥富の地の利と、そういう過去のいろいろの歴史的経過の中でよくなってきておると。こういうこともあります。

そこで、一番私が申し上げたいのは、民間企業から学ぶローコスト運営ということであるならば、これが徹底されておるならば、今回の市庁舎の建設についての監査請求とか、あるいは訴訟問題には発展しなかったと、私はこういうふう認識しております。無駄遣いとは言いませんけれども、あの積算内容をきちっと市当局でチェックをして、民間企業から学ぶローコスト運営が実行されておるならば、あのような結果にはなっていない、このことをまず申し上げておきます。

そこで、今いろいろと市民との対話ということでありましたから、市民との対話もともすると1年に1回あるかもしれませんが、一方的なものであって、本当の市民の生の声を聞くような対話には至っていないと思うのであります。

そこで、一例を挙げておきます。

去る11月19日、新日本女性の会の方々二十数名と三宮議員、那須議員が同行して、十四山

保育所通園バスの存続を求めて服部市長に直接陳情をされたそうであります。これに対して服部市長は、既に平成27年3月をもって廃止することは決まっている。議会も大体了承している等の趣旨の内容の話を、感情的な大きな声を張り上げて怒った、中にはどなったと言っておる人もあります。こういうことが話題になっておるわけであります。

服部市長は、こういうことがあったということ、私がこの前、28日に全員協議会の席で申し上げましたが、否定をしましたが、同行した三宮議員や那須議員も感情的な対応の事実を認めております。

最後に、大声を上げて云々と謝罪をしたというようなことも聞いておりますが、謝罪をされたことは評価したいと思いますけれども、市民の陳情に対して、感情的に大声を張り上げて怒ったという事実は打ち消されないわけであります。これが指摘されて問題になっておるんです。

特に、ここで私は直接陳情された方々、数名の方からいろいろなことを聞きました。これは、ぜひ服部市長にきちっと伝えないかと、私はそう感じたのであります。特に、これは直接服部市長には関係ないことではありますけれども、8月2日の盆踊り大会において、議長挨拶の典礼がなかったとあって、高清議長が大声で運営関係者に暴言を吐いて帰ってしまったということが、一つの十四山では批判が高まっているこういうやさきであり、同様に市長までが大声でどなったとなれば、これは弥富市政に対して市民の不信感はますます高まっていくと私は心配をしております。

しかも、市民との対話を大切にするといいながらも、この市民を見下げた対応は、私は芳しいことではないというように思っております。

そこで、この対応を聞いた人たちが憤りを感じた人もありまして、十四山保育所バスの存続を求める会として、服部市長の批判と通園バス存続を求める署名活動が行われていると聞いております。ここにあります。

特に私が感じたのは、ここの中で、この発起人になっておる人たちは、大変十四山の中ではやっぱり憤りを感じた人がたくさんあるなあということを感じたんです。

そこで、こういうような署名活動が行われて、これからまた議会に陳情があるのではないかと思います。こうしたことを聞くたびに、私は市長のおごりというか、対応には非常に不信感を抱いたわけであり、残念と言わざるを得ません。

市長、事実関係はどのようになっているのか、また市民との対話を大切にすると政治姿勢はどのような内容なのか、その整合性をここで正直に説明をしていただきたい。恐らくきょうこの場で私がこういう質問をしておることを関係者の方は聞いておられるんですから、一遍きちっと謝罪するところは謝罪をして、きちっとその経過を説明していただきたい。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

新日本婦人の会弥富支部のその母体は日本共産党に置く団体であるというふうに私は理解をしておりますが、間違っておったらお許しをいただきたいと思います。新日本婦人会の弥富支部の皆様とは、今までもいろいろな形で懇談会をさせていただいております。そして、毎年11月にその要望書をいただき、私ども所管の部長とともども同席をし、その要望についてお聞きをしているわけでございます。項目内容につきましては、子供教育に関すること、あるいは学校関係に関すること、福祉医療関係、あるいは環境、暮らしの問題、あるいは防災についての項目であります。それぞれの項目の具体的な要望に対して、私たちが事前に打ち合わせをさせていただき、御回答を申し上げます。すぐに対応できること、あるいは来年度予算に計上し実施することを約束すること、またこのことはできませんとお断りをするところもございますが、毎回対話を大切にし、真摯に取り組ませていただいているところでございます。

十四山保育所の通園バスの存続につきましては、子供教育の場でお話があり、市側の回答といたしましては、昨年9月に、十四山保育所のバスの運行は平成27年度3月、今佐藤議員は27年3月とおっしゃいましたけれども、1年先の27年度3月という形で、もう既に議会の理解もいただいている、あるいは御父兄の御協力もいただくというようなお話もさせていただきました。全ての要求項目、要望項目が終了し、その後、元議員の立場で御出席の安井光子さんから再度お話がありました。そして、同じように今までにこのことにつきましては、御理解をいただいているというふうにお話を申し上げます。合併後、3年ごとに見直しをし、今まで継続を続けてまいりました。そして、もう来年は10年目になるわけでございます。公平・公正ということの基本にするならば、十四山保育所のバスの運行については、27年度3月で終了させていただくということを再度お話しさせていただきました。

そのような話の中で、合併後、十四山地区は道路の整備もされていない、安全に保育所まで子供を送れないという意見が出されたわけでございます。このお話を聞いたときに、少し言葉を荒げて声が大きくなったことは事実であります。しかし、そのことについておわびをなさうということならば、そのときにも私は後でおわびをさせていただいております。少し声が大きくなってごめんなさいという形でございます。道路の改修であるとか舗装につきましては、今まで区長さんから要望があった道路改修、あるいは舗装整備につきましては、現場を確認しながら前に進めてきておるわけでございます。そういう状況の中で、じゃあどのところの道路がいわゆる保護者の方が安全に保育所まで送り迎えできないかというところをお尋ねしたわけでございますけれども、お答えがございませんでした。そういう状況が私はあったと思っております。

いずれにしても、バスの存続につきましては今後もお話があろうかと思っておりますけれ

ども、しっかりと御説明を申し上げておきます。

そして、現状について、佐藤議員も御理解はしていただいていると思いますけれども、確認をさせていただきます。

現在、十四山保育所は170名ほどの保育児が通っていただいております。そして、そのうちバスの利用は50名ほどでございます。あとの120名の方は、保護者が送り迎えをされているという現状でございます。そしてまた、白鳥学区、あるいは桜学区の平島地区からも、多くの方がこの十四山保育所に行ってみえるわけでございます。十四山のバスの存続をする上においては、公平性を保つならば白鳥学区にも、あるいは平島地区にも送り迎えをさせていただかなきゃならない。そういうような現状があるわけでございますので、これは来年27年度3月で一応ピリオドを打たせていただきたい。バスの少し老朽化も進んでまいりましたので、この際に議会の皆様方にも御報告を申し上げたところでございます。

以上でございますので、これからバスの存続を求めることが行われるということをお聞きしておりますけれども、その方の一人にお話を聞きましたら、もう既にバスの運行は27年度末、3月でやめることだったんだなあというふうにお話をいただきました。だから、私はこの存続を求める会の皆様方に正しく情報が伝えられているかどうか、このことについても少し疑問を抱いているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤 高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 今の市長の答弁で大体内容はよくわかったと思っておりますし、この存続の問題については、議会としてもある程度理解をしておることでもありますので、それは了としながらも、やっぱり市民を大切にということであるならば、こうしたことの言われないような、大きな声を張り上げたということは人に優しいまちづくりとはかけ離れておることだけ、私は指摘をしておきます。

この前の9月議会において大原議員からも言われたように、9月議会で大原議員の発言内容、市長に言うのと怒るでいかにという市民からの声も、あるいはまた議員OBの自治功労者会において、中村さんが服部市長にもっと佐藤さんの話も聞いてやったほうがいいんじゃないかと促したら、佐藤さんの話は聞かないと答えた。誰のおかげで市長になれた、何をするために市長になったと考えているのかと憤慨して話をされたこともあります。いいですか、私ははっきり言っておきます。

また、ことしの自治功労者会において、服部市長は誰も信じることができないと、8年やってきて信じられるのは自分だけだと言っていたというような話も聞きました。これは逆に言うと誰も市長を信じていないということにとれるわけです。これは市長の本音だと私は思うわけです。思うように事が運べないあかしでもありまして、このようなことを言っているようなことでは信頼関係も協力関係もできず、話し合いや説得、協力をお願いをしなければ

ならないような用地買収等がうまくできない原因ではないかと私は感じて、みんなでそういう話をしたことがあります。

時間もありませんので、細かいことまでは申し上げるわけにはいきませんが、必ずしも服部市長がここで答弁される政治姿勢は、市民の皆さん方の中に了としていないという人もあるということだけは市長もよく考えてこれから対応をしていただきたいということを申し上げておきます。

そして、総合計画の中でいろいろなことがありますけれども、特に市長の場合には、とかく今申し上げたような信頼関係とか協力関係を求めていかなければならないような事業、例えて言うと、こういうような土地の利用だとか道路整備だとか河川整備とか、市が直接努力をしてやらなければならないような問題がなかなか進んでいないところ、これは服部市長の政治姿勢が一つには大きく影響しておるといえるようにも考えております。

ですから、この前のタウンミーティングにおいても、参加した市民から出された質問や意見の内容は、南北に通じる都市計画道路、155号線の整備、安全な通学道路の整備、空き家対策、子育て支援、安全対策として鍋田地区、木曾岬干拓地のかさ上げ、南部地区の人口対策、交通アクセス、土地の有効活用、新庁舎の建設問題等々、今までに私を初め議会で何回も議論されてきた課題がなかなか進展していない、解決できていないということをやっぱり市民は感じておられるというように感じたのであります。

そういうことで、今後3期目を目指すならば、改めるところは改めて、しっかりと努力をしていただきたい。

最後に、1つ申し上げたいのは、今盛んに言われておりますのは、地方創生の問題であります。

そこで、地方創生に対して市長はどのように取り組む予定なのかということ。私も提案したいことがたくさんありますけれども、時間がないので言いませんが、地方創生との意味、あるいは地方創生として取り組みたい問題を、市長はあれば提起をしていただきたいと思います。

○議長（佐藤高君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御質問の御答弁の前に、その前に言われました佐藤議員のお話の中で私の意見を申し添えておきますけれども、大変残念ながら、佐藤議員とは今現在膝を合わせてしっかりと政策論議をする、あるいはさまざまな行政に対する話し合いをする、あるいは胸襟を開いてお互いがそういうことを話し合う、そのような場も実は全くございません。そういう状況の中において、佐藤議員は佐藤議員の御意見を私にぶつけられるわけでございます。私は、いつでも佐藤議員のお話を聞く用意はございますので、どうかお時間をつくっていただきそのような場をぜひつくっていただき、御指導もいただきたいと思いますと思っております。



でございますので、申し添えさせていただきます。

今、盛んに言われております地方創生につきましては、また国会の実は解散間際の議論の中で決定されていたようなところでございますので、国そのものにおきましても、しっかりと私は議論がされていないと思っておるところでもございます。

基本的にはこんな形で理解をしています。

その地域に住んでよかった。そしてこれからも住み続けたいまちづくり、このようなことをいかにしていくかということだと思っております。

1つについては、安心・安全の角度からまちづくりをしていく、あるいは環境の観点から、あるいは財政力の観点から、そういった形の中でしっかりとまちづくりをしていくことであろうと思っております。

そんな状況の中で、私は今後、もっと災害に強い弥富市のまちづくりを皆さんとともに進めていきたい。そしてもっと豊かに活力あふれたまちづくりをしていきたい。

そして3点目は、もっと人に優しい健やかなまちづくりをしていきたいということ、これからの政治姿勢として、また具体的な施策として、市民の皆さん、議会の御同意をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） これからお互いに地方創生のために知恵を出しましょうよ。それから、市長はこの前もそういうことでありましたけれども、私はいつでも市長から申し入れがあれば話はする用意はしております。これは私が言いたいことです。私から言っていけば、またいろいろの批判をする人があるといって拒否をしておったのは市長です。そのことだけ伝えておきます。

最後にもう1つだけつけ加えておきますが、公的行事における公職者の言動と品格についてということで申し上げます。

市民ゴルフ大会が、弥富市体育協会のゴルフ部が主催をして、教育委員会が後援して、10月8日、市民ゴルフが鈴鹿カントリーで開催されました。市長も議長も公務で出張中とのことで欠席でありました。最後の表彰式の席に安藤県議が訪れて挨拶がありました。

その挨拶の内容の概要は、こういうことであります。

自民党は大村知事を推薦したと新聞は報道していますが、自民党はいろいろあって、まだ推薦していません。新聞は間違っただけで報道していますと。知事選挙の投票日は2月1日に決まりました。弥富の市長選挙も2月1日になると思います。服部市長をよろしくお願ひします。続いて、私の県議会議員選挙は4月12日が投票日になります。よろしくお願ひしますと。こういうような市の関係する公的な行事の中で、こういうような挨拶がまかり通るということについては、市長、どのように考えておられるか、最後に聞いておきます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） そのような場所で安藤正明さんがお話をされたということは、今初めてお聞きするわけでございますけれども、それはそれぞれの思いがあってされたことと思っております。

しかし、自民党の問題であるとか、選挙の件であるとか、知事選挙と同日選挙ということにつきまして、この本会議の席上で私は選挙の話をするつもりは毛頭ございません。そういった形の中で、その後に詳しくお聞きになれば、安藤正明さんにお聞きになったほうがよろしいんじゃないでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 市長、全然観点が違うんですよ。市の公的な行事のところではこういうような挨拶をすることを許しておくこと自体が、服部市長の政治姿勢の問題なんですよ。いいですか。

もう時間が来ましたので終わりますが、よく認識をして行動していただきたい。終わります。

〔「先ほどの市長の発言で、事実と違っておれば訂正してもらえばいいということで、大事なことですので一言だけ発言させていただきます」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 三宮議員、認めます。

○5番（三宮十五郎君） 先ほど市長の佐藤議員の答弁の中で、「新日本婦人の会は共産党系の組織だというふうに認識している」という御発言があって、事実と違うなら訂正していただきたいという話でしたが、もともと新日本婦人の会というのは、政党支持やそういうことについては一切自由ということ掲げて活動しておりまして、早くから国連の非政府組織の市民運動の一環として、かなり有力なメンバーとして、日本の女性の市民運動団体として国連の非政府組織に登録をして活動をしている団体でありまして、たまたま私の妻も、あるいは安井元市議も構成団体であることは間違いありませんが、さまざまな立場の方々が入っておりまして、特定政党を支持したり、そういう運動をする団体ではなくて、平和や女性の暮らしのための運動を早くから豊富で続けてきた団体でありますので、私どもも同行を求められて市長や町長との懇談にずうっと参加しておりますが、そういう共産党の下部組織というような、あるいは共産党系組織というようなものではありませんので、誤解のないようにしていただきたいと思います。

それからもう1つ、要するに十四山の保育所の署名の運動は、市長がそういうことを言われたからというような発言が佐藤議員のほうからありましたが、もともとあの会に参加をされて、あのビラがつくられたのは15日で、市長との懇談の前でありますので、そういうこと

ともまた無関係でありますので、誤解のないように、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長、答弁。

○市長（服部彰文君） 新日本婦人会の弥富支部の方が、私は先ほどの答弁で日本共産党に置く団体というふうに理解をしておるといふふうに答弁させていただきましたけれども、間違っているということなので、これは削除させていただきたいと思います。大変申しわけございませんでした。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は11時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に横井昌明議員、お願いします。

○9番（横井昌明君） 9番 横井昌明です。

私は、通告に従って3件の質問をいたします。

1件目は、弥富のまちづくりであります。

日本は、2010年から本格的な人口減少社会に突入しました。人口減少が日本を滅ぼしかねないほど深刻な問題だという認識は、国民の間で言いがたいと思います。総務省の統計局及び国立社会保障・人口問題研究所が作成した推計によると、人口のピークは2004年12月の1億2,783万人であります。その後、年々減り続け、2013年には1億2,639万人でありました。2030年には1億1,522万人、50年後には1億人を切ります。

この将来推定数字は、現在予測される出生率で推移するなどの条件での推計であります。既に地方では人口減少が始まっていますが、25年後から東京を含め全ての都道府県で人口減少が始まります。さらに日本の問題は、人口の減少と同時に発生する高齢者人口の急速な増加であります。人口問題研究所によると、25年後、4割以上の市町村で高齢者の割合が4割を超えると推定されております。人口減少と高齢化による市町村の問題点を推定しますと次のとおりであります。

1番、人口減少・高齢化により交通手段が不便になる。例えば近鉄佐古木駅のように無人化になり、また電車の本数が減ります。2番目、社会保障等の費用が増大します。3番目、上水・下水の運営が人口減少で難しくなります。4番目、小学校、中学校の統廃合が必要となります。5番目、空き家等が増加し、ゴーストタウン化する可能性があります。

私は、このような人口の減少と高齢化対策に対処するに、このまちに若い世代の定着と外部から若い世代の移住が必要であると思います。もっと内外に対し、弥富市のよいところに

ついてアピールする必要があります。特に若い世代に弥富を知っていただく、弥富市に住んでいただく必要があります。

弥富市をアピールすることは多くありますが、次のような点であります。1番、保育施設の充実したまち。これは待機児童なしということでございます。2番、小・中学校まで医療費が無料のまち。3番、自然が多いまち。4番、今後、名古屋市の中心となる名古屋駅まで15分で行けるまち。リニアが開通したときには、東京まで1時間で行けるまち。5番、文化施設・体育施設の充実したまち。

今後、弥富に若い世代が住んでいただくには、弥富のPRを行うべきであります。若者、子育て世帯が住みたいまちとしてどのようにPRを行ったらよいか。全国の方々に弥富を知っていただく必要があります。

そこで、私は提案質問いたします。

とにかく弥富をPRするためには、例えば今民放でやっております「なんでも鑑定団」、またNHKでやっております「のど自慢」、その他テレビメディアを無料で利用する方法を行うべきであるが、どうでしょうか。また、来年は合併10周年ということもあり、ぜひ行ってほしいと思います。これは無料で行うということでやっていただきたいが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 本市のみならず、我が国は少子・超高齢化、人口減少時代の到来に伴うさまざまな課題への対応を迫られております。このような中において、それぞれの地域が特徴や個性を生かし、創意工夫のもとで独自の政策を立案し、まちの魅力を高めていくことが重要であると認識しております。

議員の言われるとおり、本市における子育て支援の充実などは全国的にも誇れる施策事業であると考えております。

テレビメディアの利用につきましては、まちのPRには大変よいものであると考えております。お示しの公開放送につきましては、先般、10月にNHK名古屋放送局へも要望を行ってまいったところでございます。これ以外でも、本市をアピールできるような放送企画などについても要望をしてみたいです。

もう一方の公開放送につきましては、10周年記念行事やイベントに合わせて応募していくことを検討していきたいと考えております。

その他にまちのPRとして、地域の話題やイベントなど、積極的に各メディアへ情報提供を行い、取材などテレビメディアで取り上げていただけるよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 横井議員に御答弁申し上げますけれども、市としての10周年記念事業という形の中でお話をさせていただいておるわけでございますけれども、10周年記念事業というのは、10年が経過した後、いわゆる11年目に基本的には多くの自治体ではやっているということでございますので、誤解のないようにしていただきたいと思っております。これから来年度にかけまして、10周年事業をどういったものを基本的には策定していくか、考えていくかということにつきまして、御理解をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） とにかくこれは無料でテレビメディアが利用できるということでございますので、弥富の宣伝になると思っておりますので、ぜひとも実施してほしいと思っております。

次に、富山県の某市は、テレビで市への転入を促すCMを放送しているところもあると聞きます。弥富も行ったらどうでしょうか。

また、新聞の全国版で弥富市のPRを行ったらどうでしょうか。例えば、ここに日本経済新聞、5月19日付、これは郡山市の新聞でございます。これを郡山市が全国新聞で宣伝をやっております。また、これは清須市。これは市の宣伝ということではなくて、スポーツの振興のための清須ウォークというあれでございます。これも新聞でやっております。ですので、ぜひとも弥富のことについて、新聞等で宣伝していただいたらどうでしょうかということでもあります。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） テレビCMや全国版新聞でのPRにつきましては、アピール効果は大変大きいですが、費用面の関係で難しいものと考えております。

平成25年9月議会の一般質問で答弁を申し上げましたが、新聞1面広告はおおよそ1,400万円、またテレビCMにつきましては、放送エリア、時間帯、視聴率によって料金が大きく変動します。ちなみに全国放送、ゴールデンタイムでは200万円から300万円程度が必要となります。また、ほかに放送するテレビCM制作費が別途想定されます。これらのことから、若い世代への弥富市PRは、スマートフォンなどの利用によるネットでの情報提供が弥富市の魅力アピールに効果があります。また、多くの人が閲覧していただけるよう、ホームページでの情報発信を魅力あるものになるよう努めてまいります。

新聞紙面でのアピールにつきましては、弥富市単独での掲載ではありませんが、新聞各紙の市町村、尾張地区、海部地区特集広告掲載において、市の紹介PRを行っているところであります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 全国の方々に弥富を知っていただくということについては、大変有意

義なことだと思しますので、費用面がかかるという話でございますけれども、それ以上に費用対効果があると思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3番目でございます。

次に、全国に弥富を知っていただくために、今年の10月ごろであったと思ひますが、全国の県・市町村のキャラクターが彦根市に集まり、イベントを行っておりました。そのとき、偶然に彦根にいたのですが、そのイベントは大変大勢の人がまちを埋め尽くしておりました。弥富市のきんちゃんを探したのでございますが、ありませんでした。マスコミ、テレビ局が全社集まっておりましたので、非常に残念でありました。

私は、弥富市の観光協会は、現在、市の職員が兼務して行っている状況であり、第三セクターのような単独な組織で行い、また観光の企画を立て、日本中、弥富市の宣伝を行うような体制をとるべきであると思ひますが、どうでしょうか。これも弥富市の大きなPR活動になると思ひます。どうでしょうか、質問いたします。

○議長（佐藤高次君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 横井議員にお答え申し上げます。

観光事業にもっと積極的に取り組めということでございます。御指摘のとおりでございます。各自治体が今や観光事業という形の中で地元をPRする、これは大きな経済的な効果も含めて意義があることだと思っております。

今、私が弥富市観光協会の会長という立場で務めさせていただいておるわけでございますけれども、これからは先ほども言いましたように、観光事業、あるいは観光産業というのは自治体間競争になってくると思っております。私どもが担当していく上においては、少し限界を感じておるところでもございます。そうした形の中で、ほかとの連携も必要であるわけでございますが、慣習的に観光協会の会長を市長が担当するということにつきましては、今後見直すべきであろうと思っております。新年度の役員会において、平成28年度ぐらいを新しい体制づくりという形の中で考えていければと思っております。もっと観光事業に対して知識のある方、あるいはネットワークのある方、そういった方にぜひ弥富市の観光協会の会長という立場に立っていただいて、これは実施していったほうがいいのではないかと思っております。

また、これは関係のない御質問でございますけれども、市の体育協会も同じように考えておるところでございます。市の体育協会の会長を私が兼任をさせていただいておるわけでございますけれども、もっとスポーツの振興ということを考えた場合においては、新しい人に御担当いただいて、弥富市のスポーツの振興に努めていただくということが、私は今の時代にふさわしいだろうと思っておりますので、意見として感じております。

横井議員から具体的な案があれば、また観光事業に対して具体的な案があれば、ぜひお聞

かせいいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 私は、長を云々ということを行った覚えはございません。ただ、組織が役所の組織でやっておると、限定されるんですよ。ですので、もっと自由に、もっと広くやったらどうかという意味で言わせていただきました。決して長が云々という意味じゃございません。

今の安倍内閣は、観光立国を目指しております。弥富を知っていただくには、全国で観光、若者の定着等のPRの施策は重要であります。ぜひとも実施し、活気あるまちづくりを目指してほしいと思います。

では、次に移ります。

集中豪雨対策について質問いたします。

この12月は、27年度予算の編成の時期であります。ぜひとも今後、集中豪雨対策のために田んぼダムを実施してほしいということで質問いたします。

さて、今年も異常気象による集中豪雨が日本各地で発生しました。積乱雲が発生した地域は、気象庁が「これまで経験したことのないような大雨」として、その地方に警戒を呼びかけています。それだけ頻繁に各地で集中豪雨が発生しました。今年8月の広島市の集中豪雨による土砂崩れが最も大きな被害でありました。

この東海地方の過去の豪雨の記録を調べてみますと、2011年、3年前の7月に三重県の桑名市で1時間に83ミリの集中豪雨がありました。四日市付近でも、1時間に90ミリの猛烈な雨が降りました。両市では、住宅の床上・床下浸水が発生し、相次ぎ避難者が出ました。全国でも、今年だけでも異常気象によるこれまでに経験したことのないような大雨以外にもゲリラ豪雨が多く発生しております。海部・津島地方は海拔が低く、特に水害には十分な警戒が必要であります。

私は、今年の10月に、京都市の隣にあります巨椋土地改良区、これは排水機でございます。それを見学させていただきました。もちろん巨椋土地改良区の排水経費は国・県・市町村が全額負担していました。農家や地域住民の方々から負担金の徴収はありませんでした。そのときに、田んぼダムのお話を聞きました。「新潟県発祥の田んぼダムが全国自治体に広がっている」という見出しの新聞でありました。

新潟県の見附市の事例では、1,200ヘクタールの水田をダム化しました。水田には、本来水をためる機能がある、これに着目したのが田んぼダムです。大雨が地域に降り注いだ水をゆっくりと排水路に流すために調整装置をつける。雨水が一気に流れ出ないために、排水路やその先の河川をあふれにくくする。見附市の場合は簡単な仕組みで、直径5センチの穴をあけた板を排水管や排水弁に取りつけ、水田から排水路に流れる水の量を調整する仕組みで

あります。仕組みが簡単であるので、費用は極めて安い。場所によって違うが、板や水位調整管は数百円から数千円であり、見附市の田んぼにかけた費用は1,200ヘクタールで約1,500万であったということでございます。

ほかに例を挙げると、隣の新潟市でも2009年から田んぼダムの促進事業を始めました。本年は、3万ヘクタールのうち5,000ヘクタールをダム化しています。2011年に新潟県、福島県に集中豪雨がありました。降り始めてから350ミリを超える雨があったが、当時この地域に設けられた田んぼダムによって浸水が抑えられ、約12億2,000万ほどの資産が被害から免れたということです。

この東海地方でも、安城市が雨水マスタープランを策定し、水田貯留はその一環であります。雨を流すからためる、浸透させると発想を転換し、大雨の際には5センチ余分にためることを目指している。その方法は、一つ一つの田んぼから排水路へ流れ込む水をせきとめる板を使ってコントロールしている。板の設置には交付金を活用しているということでありました。その他の事例としては、兵庫県姫路市、山形県庄内地方等、たくさんあります。

私は、集中豪雨のときに、一旦雨水を田んぼにためてから排水路に徐々に流す、そうすることが水路のオーバーフローを起こさないと思います。

では、質問させていただきます。

豪雨の雨水は、都市計画上、防災上で、ため池としての田んぼは重要であります。日本各地で田んぼダムを実施し、集中豪雨から冠水を防げたところもあり、弥富市もこのような田んぼダムを実施すべきであると思いますが、どうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

議員の申されますとおり、田んぼは水をためる機能があり、大雨が降った場合など、一時的に水をため、洪水被害を軽減することができる防災上、減災上、大変重要なものであると認識しております。

そのような意味から、今年度より実施されております日本型直接支払交付金の中の項目の1つに多面的機能支払交付金というものがございますが、その中の地域資源の質的向上を図る協働活動の一つとしまして、農地の防災・減災力の強化というものが取り入れられております。その中で田んぼダム交付金の対象となっております。

市としましては、この事業に取り組んでいただきますように、各活動組織に対しまして、制度内容のPRに努めてまいりたいと考えております。

また、田んぼダムの導入に当たりましては、農家の方によります適切な維持管理が欠かせないと考えております。農家の方に積極的に協力していただく必要がございますので、先進地の取り組み事例等を参考にさせていただきたいと考えております。以上でございます。



○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、課長がお答えしていただきました。その農地・水の関係の補助事業に対しと言われた。それは、あくまでも農業振興地域の一部の地域ですね。肝心なのは、北のほうの地域だと僕は思うんですよ。だから、そういう地域に対しても、積極的に土地改良区が絡んで啓蒙してほしいと思いますが、どうでしょう。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） 先ほど議員が申されましたとおり、活動組織というのは、現在市内では14の活動組織に活動していただいております。しかし、残念ながら、市街化区域等を含めた場所には活動組織がない場所がございます。本年度も6月に活動組織の設立に向けました多面的機能支払交付金説明会というものを実施させていただいておりますが、残念ながら設立には至っておりません。今後も、設立していただけますように、引き続き説明会等を開催して御説明していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） ぜひとも啓蒙していただいて、みんなの地域で農家がやっていただけるようにしていただきたいと思います。

次に移ります。

例えば時間70ミリの豪雨が2時間続いたとすると、雨水がどのように流れ、どのように水路・河川に流れるか、シミュレーションする必要がございます。そのときに、田んぼダムの効力があり、水路に流れる雨水を減らすことができます。

安城市のように、田んぼが5センチの水量をため、ため池効果があれば、家屋の浸水、また被害を免れることもあり、私は大変有効であると思います。水路の設備や拡幅も有効な手段であるが、排水路に流れ込む水量を減らすことにより、洪水を防ぐことができることが一番であると思います。費用も1カ所当たり数千円と余りかからないので、土地改良予算をこのようなものに利用すべきであると思いますが、どうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） 先ほどの御質問でも回答させていただきましたとおり、多面的機能支払交付金におきまして田んぼダムに取り組んでいただきますと、10アール当たり2,400円、こちらの内訳は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という負担をするものでございますが、2,400円の交付がされます。市の4分の1の負担部分につきましては、土地改良予算から支出していくこととなりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） せっかくこのように自然のもので浸水が防げるということであれば、もっと積極的に啓蒙していただいて、土地改良区等が積極的に前面に出てやっていただきたい

いと私は思う次第であります。

では、次に移ります。排水対策についてです。

排水対策には、必ず我々のような海拔ゼロメートル以下のところで、防災は河川が重要な要素がございます。河川管理についてお尋ねしたいと思います。

河川法では、1・2級河川は国・県の管理で、それ以外は条例により市町村管理であるとうたっております。前回は質問したときには、土地改良区が管理しておるという答弁でありました。それは、過去に農林水産省の補助事業で河川改修を行った関連があると思われます。河川管理は、土地改良区で単独で維持することが非常に難しいと思われまます。準用河川等も改修されてから数十年たち、再度改修しなくてはならない時期が来ると思われます。私は、防災の生命線である河川は、土地改良区では河川のしゅんせつ、修理等は無理であるので、弥富市が責任を持って河川管理すべきであると思っておりますが、どうでしょうか。

私は、市街化の排水路は都市計画課が行っておりますように市管理、また調整区域の排水路は、土地改良区が行っておりますように土地改良区管理、また河川や準用河川等については、市管理がベターであると思っております。また、排水対策の受益区域には、道路もあり、鉄道もあり、学校もあり、住宅もあり、農地もあるので、防災の観点から市が行うべきであると思っておりますが、どうでしょうか。お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） 平成25年9月議会で議員からの御質問に回答させていただきましたとおり、孫宝水系におきます普通河川の市江川、鯛浦川、宝川につきましては、孫宝排水土地改良区所有の排水路でございます。

孫宝排水土地改良区は、受益区域が愛西市と弥富市の両市から成っております、孫宝排水土地改良区所有の財産であります排水路を市に移管するということになりますと、愛西市を含めました協議が必要となってまいります。そのため、現状では市で管理することは難しいと考えております。

また、管理や整備につきましては、所有者である土地改良区が行っていただいておりますが、県や市は財政的な支援をさせていただいておりますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 前回と同じような回答でありましたのであれですけども、僕は河川、例えば河川のしゅんせつ等、孫宝の関係でちょっと聞いてみたんですけども、そのときもやっぱり大変難しいわなあということは言われたんですけども、これはそういう改修やしゅんせつぐらいは市で行ってもよさそうな感じがするんですけど、どうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） 管理につきましては、先ほど御回答させていただきましたとおり、土地改良区管理ということになってございますので、実質的な主体としましては土地改良区のほうで管理をいただき、市としては財政的な支援という形でさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 何回お尋ねしても同じような回答ですので、次に移ります。

このような海拔ゼロメートル以下の地域では、排水対策はこの地方を守る生命線でありま  
す。河川管理は、今後河川改修等の問題が発生すると思いますので、防災上の立場から市が  
積極的に行うべきであると私は提案させていただきます。

次に、スポーツ施設、公民館等の老朽化対策についてお尋ねします。

今年から、学校施設の体育館の天井落下防止のための工事が施工されています。まだ、新  
築したばかりの体育館も、天井落下防止工事の対象になっております。弥富市には、天井落  
下の可能性が高い施設は、体育施設を含め公民館施設も多くあると思われま  
す。それも、避難所を兼ねた施設もあります。私は、学校体育館の天井落下防止も、子供たちのためには必  
要であると思います。学校以外の施設で、学校体育館のような天井落下防止工事の対策が必要  
な施設はどのくらいあるのでしょうか、施設ごとに報告していただきたいと思  
います。これらの天井落下防止対策工事は、今後どのように対処されるのか、お尋ねしたいと思  
います。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 学校以外の施設で天井落下防止対策が必要な施設はどのくらいあ  
るのか、また今後どのように対処するかという御質問にお答えさせていただきます。

東日本大震災では、屋内運動場等の天井の落下被害が多数発生したことから、建築基準法  
の施行令の一部が平成25年7月に改正され、天井脱落・落下対策の基準が定められました。  
対象は、大規模空間、6メートル以上の高さにある200平米以上のつり天井への対策でござ  
います。

文部科学省では、平成25年8月に学校施設における天井落下防止対策の手引を作成し、全  
国の学校設置者—— 私ども市町村でございますけれども—— に対し、天井撤去を中心と  
した落下防止対策の推進を平成27年度末までに完了するよう要請されたところでござ  
います。

先ほど議員も言われましたように、市内の小・中学校の体育館につきましては、平成26年  
度と平成27年度の2カ年で完了を目指しております。

御質問の学校以外の施設につきましては、本市では中央公民館ホール、総合体育館アリー  
ナ、南部コミュニティセンター多目的ホール及びロビー、白鳥コミュニティセンター多目的  
ホール及びロビー、十四山体育館、十四山公民館講堂、市立武道場、十四山スポーツセンタ

一第1、第2アリーナ、総合福祉センター多目的ホール及びロビー、市民ホール、環境センター多目的ホールが主な対象と思われます。なお、体育館以外の学校施設で弥富北中学校のランチルーム等が該当しております。

学校施設（体育館）以外の施設においては、改修対象の目標年次は定められておりませんが、今後市の財政状況、国の補助金や起債対象の適用動向を見きわめながら、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、教育部長から御報告がありましたけれども、たくさんの施設がございます。ですので、これも避難所を兼ねたところもあります。ですので、予算、財政が云々ということじゃなくて、人命にかかわることでございますので、なるべく早く実施してほしいと私は思う次第であります。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、午前中の会議におきまして、動議なしで発言を認めたことを皆様におわび申し上げます。どうも済みませんでした。

一般質問を続けます。

次に、伊藤正信議員、お願いします。

○17番（伊藤正信君） 17番 伊藤でございます。

私は、通告に従いまして2点質問をしたいと思います。

まず第1点目には、平成21年、新たな農地制度、農地法の改正以降5年の問題、今日的に弥富市の農業の実態はどうであるかという御質問をさせていただきますと同時に、今後の対応についても、私は私なりに質問を申し上げたいと思います。

まず21年農地法の前に、この日本の歴史をしてみる必要があるんじゃないかと。昭和21年に農業制度が生まれました。この農業制度は、日本の民主主義の始まりだ、大きな転換であった。自作農制度ができたということが、農家の生きがいと日本の農業生産の位置づけであったと、私も小さいときですけれども、それなりに一生懸命、朝は朝星、夜は夜星といって、夜12時ごろまで田んぼの中で走り回されておりました。これが尾張の農家の実態じゃないかと私は思っています。

しかし、それが解放されて生き生きと農家ができることは、農地法が改正された、まず昭和28年の農地解放、さらには45年の法人企業の参入、あわせて平成21年の新たな農地制度の改正ですね。これはやはり食料の自給自足をどう補うかという形の中で、3点の目標で、農地の減少の食いとめ、農地の確保、農地を貸しやすく借りやすく、農地の効率的な利用という着眼でもって法の改正がされました。

その状況の中で、多くの農家の議論がありました。この農地法の改正で、米を基軸にしました食料自給の向上という目的だったんです。しかし、その根本は一体何であったのか、ここが1つ私は質問をしてみたいと思います。

法が改正されたからといって、現場での農地の流動化が加速されるものではないということ認識する必要がある。農地の集約は想定どおりに進んでおらない現状、米価が下がれば農地は動くというロジック表現をしていないかという疑心暗鬼の農地改革改正制度の内容ですが、一体このロジックという内容について、その状況は今弥富市としてどうあったのか。本当にこの制度が生かされてこの5年間来たのかどうか、ここら辺について、弥富市の今日のあり方について御質問を申し上げたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

伊藤議員から、戦後、昭和21年から現在に至るさまざまな農業制度の歴史的な展開、制度変更ということについてお話をいただくわけでございます。その都度、社会的な背景を踏まえ、日本の農業をどうするんだという位置づけの中で、真摯な議論があったというふうに記憶するところでございます。しかしながら、議員おっしゃったように、一向に自給率が上がらない、あるいは農業所得そのものについての減少が歯どめがきかないという状況に今あるわけでございます。

我々弥富市といたしましても、農業振興地域としてさまざまな農業施策を実施させていただいておるわけでございますけれども、特に人口減少、あるいは少子・高齢化社会における、また食生活の多様化というようなところにおいて、米に対する構造的な背景が今時代とともに変わってきているということが言えるのではないかなあと考えております。

ことし、作柄は日本全体には平均値ということが言われておるわけでございますけれども、米価に関しましては3,000円とか4,000円という形で、昨年よりも安いというような状況でございます。こういうような状況では、農業、耕作をしていくと本当に不安であるわけでございますので、さまざまな施策の中でこのような赤字が続いていけば、耕作放棄地はますます高まってくるだろうと思っております。

しかし、この農業をさらにコストの削減をする、あるいは農業所得をふやしていくというような状況の中で、今後10年間において農地の集約化が図られようとしておるわけござい

ます。それが、ことしから始まっております農家中間管理機構制度というものがあるわけでございますけれども、これをどのように今現在の地主さん、農業従事者に対して理解をしていただくかということが非常に大きな課題であろうと思っております。

1つの方向としては、この中間管理機構を進めながら、いわゆる農地の総量規制というか、日本の人口減少社会になっておるわけでございますけれども、どれだけの農地が必要なのかという形の中での総量規制ということを一度しっかりと考えていかないと私はいけないだろうと思っております。

米が常に余っておるわけでございます。そういった形の中で、農地の総量規制をしていくと同時に、都道府県あるいは市町村の単位で、それぞれの地域における農業面積はどれだけあればいいかということが、中間管理機構を進めていくと同時に私は必要になってくると思っております。

もう1つは、農地制度の改正ということも検討に入れていかなきゃならないと思っております。これは、私ども市長会、あるいは町村会、あるいは議長会、あるいは知事会という地方六団体があるわけでございますけれども、今その中で国のほうに求めているのは、いわゆる農地制度という形の中でもう一度しっかりと、農地の転用という形に対しては、もう少しそれぞれの地域の実態に合わせた改正が必要であろうということで、農地の転用許可というのが今国のほうにあるわけでございますけれども、もう少し弾力的な運用をしていくべきだろうと思っております。

そうした形の中で、いずれ近いうちにこういった形での農地の総量規制と農地転用の権限の移譲ということをしかりと国会の中で議論していただきたいと思っておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長の考え方をちょっとお伺いしましたが、米余りというのは、今政府は食料自給率40%で、穀物の世界的な食料危機をどうするかということでもって、過日の新聞でも、日本の将来は米づくりの撤廃と言っていましたね、ことしから特に。いわゆる転作の1万5,000円であったのが7,500円になった、本年限り。これは総量規制じゃないと思うんですよね。

市長、今までの私どもの減反施策は米余りだからという認識をしながら、この21年度に農地改正をしたことは1万6,000円を土台にした米価の基準をもって農地法の改正があったわけですね。この5年間のロジックは、いわゆる米を安くすれば集約農業ができると。農家からの中間機構への集約化といいますか、幾つかの農業機構の中にできるという方向性を示しておったんですね。

しかし、今、そのことが、後で個々の質問になってきますけれども、御答弁いただくわけ

ですけれども、今本当に弥富市に七十何%の農地を持つ農家が一体生きていけるのかどうか。私は少しこれは部外というか、あるAさんの本年度の生産表といいますか、生産された1町6反の方です。1町6反の耕地を耕すと152万4,350円お支払いになっているんですよ。それで除草は自己管理費用だけ。じゃあ米を生産すると赤字50万になるというんですね。手元へお米をいただいた24俵分を差し引くと、純粋の赤字が出る。これは例えば1万円ですれば24万、50万から24万を引くから26万の全く赤字。それに賦課金の約8万5,000円払う。それに税金を払う、固定資産税を払っていく、家のね。こういう状況が農家の今の米の1町6反の生産のあり方です。

全面委託をした人は、ことしは1俵だけいただいたというお話を聞いています。先ほどの人は委託が全面でないけれども、その状況にあるという、これが農家の現実なんですね。しかも、平成21年に農地法を改正するときに言われたことは、1町5反、2町では、いわゆる農家の人件費も出ないから集約農業をしようと、中間機構へ委託をしようと、こういう話でした。

しかし、市長の御答弁をいただいた転用の問題ですけれども、農家は農地を買うときに、鍋田地域などでは、それは投資だといえば投資かもしれん。政府が言う偽装農家だといえば偽装農家かもしれませぬ。農地を持ちながら、農地を生産手段から生活の手段、転売という目的で持った人もあるかもしれん。しかし、農地解放以降、本当に汗水垂らして、夜な夜な働きながら農地を確保して農家は培われている世代と、今引き継ぎができない兼業農家で働く人たちは、このマイナスを所得から引いているわけですよ。そうすると、マイナス部分はどこが利益を得ているのかという、ある評論家は農協だと言いますね。そういうことを言っただけでも、スポンジのように吸い取っていくのは農協だといって書いています。これを書いているということなんですけど、事実、その状況というのは、農協の資産管理など私も見せてもらっています。その状況がどうかということなんですけど、こういうような農家のあるべき姿が今あるということです。

ですから、一度個々に具体的な内容について質問をしてみたいと思っていますけれども、今日の弥富市の農地利用集積円滑化事業の実態で、認定農業者の方の所得の状況など、それからもう1つは労働条件の状況ですね。どんな状況で労働時間があつたのかと。それでもう1つは、地権者への賃借料金が妥当であつたというよりも、どういうふうに支払われているかということに、21年度以降、御説明が願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

最初に、農地利用集積円滑化事業の実態でございます。

その中で、認定農業者の件数でございますが、平成26年の11月28日現在でございますが86

件でございます。経営面積でございますが、自己所有地が135ヘクタール、借入地といたしましては483ヘクタール、合計618ヘクタールでございます。

所得の関係でございますが、平均いたしますと725万円、平均の労働時間でございますが、1人当たり2,102時間と考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 平成24年からすると25件ほどふえていますね。それがいわゆる実態としてはあります。

しかし、24年度に目的をしたのはたしか800万平均だったと思うんですが、そして労働時間は1,800時間、今2,100時間という労働時間が出ているということは、この集積に対する農業施策として非常に厳しい実態の農業環境ではないかと私は思うわけです。24年度に目標が定められた弥富地域の目標がそのような状況からすると。

しかしながら、この実態の中で1つ申し上げなければならないのは、30町歩を米だけ預託している人は、もうとてもじゃないがやれないなあという話が聞こえてきていることが1つ。

もう1つ、今部長から説明がなかったんですけれども、小作料がいかにあるのかというのをちょっと聞かせてもらいたい。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 申しわけございませんでした。

地権者の賃借料についてでございますが、当初は標準小作料ということで法の改正前に行っておったわけでございますが、平成21年より一部農地法の改正がございまして、それぞれの農業委員会が賃借料を定めることとなっております。これにつきましては、あくまでも参考という例でございまして、これは弥富市においては3条の賃借料というのが実例がございませんでしたので、これについては農協さんのほうで行っております仮渡金という形で、標準ではございませんが価格の設定をさせていただいて、そのように仮渡金という金額において現在も進めておるわけでございます。

ただ、今年度につきましては、先ほど市長からも答弁がございましたように、三千何がしの下落しておるといこともございまして、今年度につきましては見直しをさせていただいておる状況でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 先ほど部長から、小作料の根本的な見直しはもうなくなったと、ここに農家の大きなジレンマと悲しさがあるわけです。

行政って一体何ですか。農地法の中に、きちっとそれなりに農業委員会と行政と農協、そして中間機構との協議の結果、標準を定めていくという状況があるわけでしょう。だから私は、先ほど農家の集約農業の方々の収入を聞かざるを得なかった。



地権者たちは、もうはっきり言って風前のともしびですよ。皆さん御存じでしょう。例えば、農家の高齢者が2人になったときに、家はあり、住むところあり、収入はない。そのときに生活保護を例えば申請したらどうなりますか、今の法律は。土地は売れないが、売ると生活保護費は全て返さないかんでしょう。すると農家はどうなりますか、その人たちは。自殺よりないじゃないですか。こんなことが放っておけるわけではないでしょう。今の政府自身も考えてもらわなあかん。

まさに、私はこの問題だけで大きな課題が残っていると思うんですよ。収入はマイナスでおって税金を納めて、高齢者になって働けなくなったときに施設へ行きなさいよと、まあそれはそれかもしれない。しかし、今日のその状況の中で土地が売れなかった人、収入がなかった人、これはもう住む環境ではないです。弥富市の中で、それは全てではないかもしれませんが。これからますますひどくなるんじゃないですか、86件以外、そんな状況が考えられる。

それは、共稼ぎのいわゆる兼業農家などはいいいですが、しかしながら私たちは市民として平等に税の負担をしながら生活をしていく。そして多くの先輩の皆さん方に報いていく行政があってほしいし、農家に対しても、過日も農政課で聞いたら、標準は個々でやってくださいと言われた。しかし、そんなことは表向きであって、中身はきちっと書いていますよね。農地制度のこの改正の中に、農業委員会が、機構が役割を果たしてくださいとあって、農業委員の役割、行政の役割、そここのところはやっぱりきちっと受けとめてほしいと思います。

これは文書は文書。だから、私ども五之三や荷之上は小作があるんですよ、まだ。これを基準にして地域の信頼関係を保っていると思う。私も年末、12月ごろから小作料を持っていったりもらったりしているんですよ。しかし、そのことが、農地の移動ができない。ただこれは耕作の移転だけじゃない、小作・地主との関係ですよ。この弥富の現状をきちっとこの農地法の定めの中で対応していただきたいし、そして標準的なそれぞれの預託を受けている人たちも生活があります。

そんなことの中で、例えば弥富市が補助金などを出している問題等も、後では一つの提案・提起をしてみたいと思っていますが、そんなことを思って、標準小作料について明らかに、過日どうなっていますかといったら、Aさんはインターネットで出していますと。だから知っているでしょうと、こう言われました、市長。これはちょっとまずいと思いますよ。インターネットが全てじゃないです、農家。情報のあり方にも、農家との意思疎通のあり方、ここをきちっと受けとめて、回覧板なり広報などできちっとやっていただきたいなあと思いますが、この点、御答弁をよろしくお願ひしたいと思いますが。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） ことのように、特に米価が安いといろんな問題が浮き彫りにされてくるわけでございますけれども、今、国のほうの各党の対応というのを私どもも新聞紙上で

見させていただいておるわけでございますけれども、1つは米の生産調整に、いわゆる減反に参加した農家に対して支払う交付金があるわけでございますけれども、この交付金の前倒し支給というものを国のほうとしては考えていかなきゃならないだろうと思っております。

また、過去の平均に比べて農家の収入が減少した場合においては、いわゆるナラシ対策ということがその対応としてされておるわけでございますけれども、この穴埋めするナラシ対策の運用をしっかりと見直しをしていただきたいと思いますとも思っております。

また、ある党の農業に対する一つの考え方としては、市場に余剰米があるから、これが価格の大きな下落につながっているということがあるわけでございます。そういった余剰米に対して、一旦隔離して、きちっと需給調整をもう一度進めるべきであろうと。そういった形の中においては、生産費と販売価格の補填を、やはり国が穴埋めすべきだというような施策も考えられております。

また、自然災害で収穫量が平均より下回った場合においては、農業共済制度というのがあるわけでございますが、農作物の価格の下落に対してはこの共済制度が適用されません。ある一定のパーセンテージの米の下落が進んだ場合については、弾力的な農業の共済制度というものが運用されるべきであろうとも思っておるわけでございます。そうした形の中における農作物の価格の下落に対して、新たな収入を補うための一つの保険制度というものをしっかりと考えていただく必要があるとも思っております。

私どもといたしましては、さまざまな形で減反あるいは転作の奨励金ということについて、従来どおり来年も実施していきたいと思っております。減反した面積に対して、これは反当たり3,000円でございますけれども、3,000円の奨励金を出し、その減反したところに対して麦・大豆、その他、今は盛んに作物もつくられるようでありますけれども、その奨励金に7,000円を支給させていただいておるわけでございます。こういった制度でも、市としては単独の補助事業という形の中で来年度も継続していきたいと思っておるわけです。

農家の厳しさというのは、伊藤議員おっしゃるように、切実な問題としてよく理解できるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 私はロジックと申し上げたが、市長に反論をするあれはありませんけれども、米を安くすれば集約ができると、このロジックが議論の過程にあったということ、これはまさに私たちは農家として、また市民として、本当にこのことでいいのかどうか。

しかも、私は別段あれですが、農業政策の成長戦略という今回の新聞、これ私見てみました。減反施策は、もう生産調整はやめたと書いてあるんですね。自民党系の人、これ新聞ですから間違いないですわ。だけど、これははっきり言って転作転用の平成30年ですか、そこで初めて生まれるわけですね。そうしますと、その間におけるところの問題。

こういう問題がきちっと農家にも本当に正しく伝わっているかどうか。行政は、真剣にそれぞれの立場で受けとめてみえるかもしれない。しかし、私のような者だと、何だこれ、生産調整はもうやめてしまったんかと、減反政策もなくなったじゃないかと、うそを言うなど。この八代尚宏さんに対しては言いたいわけですね。これ本当なんですよ。これが今の農家の現状だということ。

そして、政策の変更するときにおける、後で申し上げたいと思ったんですけど、地方における農業の真意が伝わっていない、地域的な。だから、市長に後で申し上げたいと思いますけれども、きちっとその立場を通して、県なり国に弥富市の農業施策のあり方を申し上げていただきたいなあと考えていますし、意見として申し上げておきたいと思いますが、本当にこの内容の中で、もう1つ、市長からも共済補償の制度がありました。

これ農業共済というのは、はっきり言って加入高じゃないんですよ、件数なんです。御存じのように、農家の戸数があって農業共済件数は認められておるのが保険法なんです。これ農家の戸数がなくなって86件になったら、弥富が、全国的に見たら、件数がなくなったら農業共済制度はなくなる。日本の法律からいくとそうなるんですよ。

だけど裏返し、農業共済を掛けないと減反を認めないという政府、これまた私もその立場で、農政局がおいでになったときに議論をさせていただきました。いわゆる任意の共済が、共済制度を活用しないと減反なり転作を認めないなんていう横暴な政治が許されているということ、私はそのように思います。政府機関が閣議決定をしたといえども、大きな課題だと思えます、共済制度。ですから、共済制度と思って相互扶助の精神を生かされる政治は、私も望みます。しかしながら、制度を法の中で生かされているかどうか、その強権的な中身だとか、本当に農家の意を酌んでいる共済なのかということなども私どもは議論せなきゃならないとは思っているんです。このことを申し上げておきます、共済問題については。

ですから、農家の共済制度というのはいずれ崩壊をする可能性はある。それがTPPの課題でもあったんじゃないかと私は思うところがあります。農業機構の改善のあり方の中で。だから本当に農家のその力、その中身を悲しさ、苦しさをきちっと訴えていただきたいなあと考えて、まずはこの課題についてお伺いしました。

では、農協だとか一般企業への農業経営の参入については、どんな状況になっていますか。

○議長（佐藤高君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 農協、一般企業の農業経営の参入についてでございますが、平成21年に改正されました農地法では、一般法人も貸し借りについて解除できる旨の条件がつけば、農地を借りて農業経営に参入できることになりました。

現在のところ、本市におきましては、農協や一般企業によります農業経営への参入はございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） この課題なんですよ。

改正の要点は、そういうところの力をかりながら農業の基盤づくりを、そして後継者育成と地域おこしという状況になっているんですね。大きな柱なんです、これ。それだからといってどうこうじゃないですけども、やっぱりそういうところの協議団体というのは一体どうあったかということにもなるかと思っています。これは、今ないということをお伺いしました。

続きまして、それでは耕作放棄の対象はどのような流れになっているか、21年以降どんな状況かということですね。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 耕作放棄地についてでございますが、毎年1回、9月から10月にかけて、農業委員の方々によります農地パトロールを市内全域で、農地の利用状況調査を実施しております。その結果、農地を適正に利用していない場合につきましては、改善や是正の指導通知を土地所有者に対しまして送付させていただいております。また、草生え等の放置されたままの農地を適正に利用されていない状況もございますが、年々増加傾向にはございますが、農業委員会への指導及び是正していただきますよう要望していきたいと思っております。

推移でございますが、申しわけございません。23年度からということで御理解いただきたいと思っております。

草生え地といたしまして5万98平米、これは32カ所でございます。24年度につきましては6万4,225平米、65カ所でございます。平成25年度につきましては10万139平米、箇所といたしましては104カ所でございます。平成26年度につきましては11万6,884平米、箇所は102カ所でございます。なお、無断転用等もございますので、その場合につきましては、平成25年度におきましては、それとは別に2万2,700平米、30カ所でございます。平成26年度につきましては3万1,870平米の18カ所でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 今ざあっと計算してみると倍なんですよ、放置箇所が。

これ農業委員会として、1年に1回はパトロールをしながら農地確認をします。その後の指導があるわけですね、法的根拠の。そういう文書で、例えば通告などはされたんですか、きちっと。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 先ほども答弁させていただきましたが、改善、是正をしていただくように文書をもって送付させていただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） それでは、耕作委託者に渡すという指示をされたことはありますか。いわゆる耕作者を探して、耕作のこの人に頼むよという指示はありましたか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 先ほども答弁させていただきましたが、農業委員さんによります農地パトロールということで、それぞれのグループに分けさせていただきます、それぞれの図面に草生えの状態のところをチェックしていただきまして、農業委員会の事務局のほうへ提出をしていただき、それについての所有者を調べまして現地確認もしていただいた後に、先ほど申しましたように通知を出させていただきます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 通知を出すところまではいいんです。今度は、その耕作者をどなたかに借りてください、やってあげてください、この関係まで行くことが求められるように書いてありますね、指導は。

それで、そこでとまっているから、いわゆる放牧者たちは、草が生えて虫が、例えば柿の木ですとオコゼといいますか、そういう状況、それから草生えがあつて、逆にそのことを通報した付近の住民がお叱りを食っているんですよ。

だから、耕作放棄地についての対応の仕方が、これも少しきちっと書いてあると思うんです。してあるからどうこうじゃなくして、お互いに地域もその方をお願いするが、結局はそこに住んでいない名古屋の人が、例えば桑名の人が、四日市の人が放っていくわけでしょう。

それで、市街化区域などでも例えば環境として、環境課なども環境のために市街地についても注意文書を出してもらった。私はことしで3件か4件ほど、市民の方から話があつて行きました。そして、その解決をされているんですね。努力されていることは私は認めますよ。

しかし絶対に動かない、逆に地主じゃなくて付近へ抗議をしってくる、こんなことは認められませんよ、いわゆる農業地域においては。こんな人は、はっきり言って転用も何も認めん、将来とも罰則規定でも条例でもつくってやるべきことかもしれませんよ。それがこの農地法の改正に基づいた安心なまちづくりのための状況だと思う。

なぜこんだけ耕作をしない土地がふえているのか。21年から倍にもなるような、10万平米にもなるような状況なのかということは、やはり一工夫される。また、その制度を生かされるべき課題ではないかなと思っていますが、その辺は行政としても受けとめていただきたいかがいかがですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 弥富市の水田面積は約1,740ヘクタールと記憶をしておるところでございますが、今、耕作放棄地が11万6,000平米というような形になりますと、11.6ヘクター

ルが耕作放棄地でございます。そうした形の中では、全体面積の約6%ぐらいの田がそういう状況になっているということが言えるかなあと考えております。

このことにつきましては、先ほど所管の担当課長から、この耕作地に対するしっかりとした手続、ルールということをもう一度、私どもとしては農業委員会等も含めてしっかりと精査させていただきたいと考えております。そしてまた、それでも改善されない場合においては、それなりの新たな対応ということについて、また皆さんと農業委員会の皆さんも含めて協議をしていかなきゃならないと考えております。

全体の6%がそういう状況になったということについては、農業振興地域を守る私ども弥富市としても大変恥ずかしいことでもあると自覚をしているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 現状の農家から考えますと、とりわけ湛水防除事業だとかそれぞれ農業振興にかかわる市の助成補助金は多く使いながら、使いながらという言葉はいけませんけれども、今日までそれぞれの農業基盤づくりがされてきました。

しかし、ここへ来て86カ所の農業の認定農家、さらには出していない人もありますから、農家という部分ではまだまだ最終集約じゃないかもしれません。しかし、ここへ全面委託をされた人、もうこれは農地の地権者でありながら農家ではないわけです。そうすると、費用のあり方、農業の基盤のあり方からして、用排水費用は、私6月の時点で申し上げましたけれども、全面委託などの状況からすると、耕作者が負担をされるべきなのが、資産運用だとか経営の原則じゃないかと思うんですね、必要経費と必要収入からすれば。生産の手段ですから、水は。

だから、そのことに対して、今後そのような意見統一なり指導なり、用排水に係る費用について、市も孫宝などについても、いろいろ水に対する補助金が出ていますが、しかし農家と言われる地権者の負担は軽減をされる時期が来ているのではないかと私は思いますが、いかがですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 農家にとりまして、ことのように米価が大変安いという状況において、農家の大変な苦勞もわかるわけでございます。また、土地改良事業という形の中で転用決済金、あるいは用水・排水の賦課金というところが非常に大きな御負担になっていることも理解をできるわけでございます。

特に排水賦課金につきましては、私は過去におきまして、全体の20%を市で持っていくという形の中で、それぞれの土地改良をお願いをさせていただきました。

今、平成27年度の当初予算を組んでおるところでございますが、まだ決定をしております。

るので一つの考え方として御理解をいただきたいわけですが、さらに20%の排水賦課金を農家の方から軽減していこうと思っております。

これは、さまざまな形で土地改良区のほうへ排水賦課金というものが入るわけですが、それとあわせて今土地改良に対しては単独の補助金を出させていただいておりますけれども、こちらのほうの軽減をさせていただきたいと思っております。入ると出るという形の中で、その整合性をとっていかないと、我々財政も大変厳しいわけですので、排水賦課金を市のほうで担当していく、そしてまた土地改良事業に対する補助金を、大変申しわけないですけれども減額をさせていただくというようなことで、今段階、調整をさせていただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長、御答弁いただいたわけですが、負担を市の税で、例えば予算のつけかえという部分も、私も一考はあるかとは思っています。

しかし、本当の生産手段からすれば、米をつくるもとからすれば、耕作者が負担すべきというのは今も当然やってきたわけですね。ですから、そういう調整での議論を深めていただきたいなと思っております。

それからもう1つ、市長に答弁をいただきました土地改良の関係ですね。これは決算書などを見て、失礼ですが、事業費と繰越金、人件費割り当て、いわゆる基金ですね。こういうものを総合的に見たときに、本当に土地改良の事業団体が、市の条例に匹敵する扱ひ方の歴史的な流れの管理がされるということでしたが、そのことが生かされているということで今日の土地改良事業団体があるかもしれません。

しかし、土地改良事業団体なり、例えば排水組合などにもある積立金基金が予算の何倍かにあるというようなところは、これは国の仕分けでも逆に自治体へ還付をとるか、返していただく、これが当然な今日的な予算運営じゃないでしょうか。

私は、予算を出すのがけしからんというわけじゃないですよ。決算書が、その有効性と基金のあり方が、市が借金なのにそちらが黒字と、こんな補助金ってあるわけではないですね。もうこの段階に来ましたら、そのことをきちっと早く土地改良の事業団体も事業経費の割合から、総務省が言っているように、事業経費と人件費、人口割、そういう部分に妥当なのかどうかという予算のあり方が、行政として指導がされているかもしれませんが、していただく時期ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、伊藤議員がおっしゃるように、各土地改良区の繰越金、あるいは積立金というのが一つの大きな名目になると思っておりますけれども、先ほども言いましたように、各土地改良区、さまざまな形で土地の売買等を含めてあるわけですので、転用決済

金というものが生じてくるわけでございます。

そうした形の中で、その積み立てたお金を自治体に返却せよということでございますけれども、これはしっかりと土地改良法を私たちが理解をしていかないと難しいだろうと思っております。

現在、その土地改良法の定めの中において、これは結論を出していくべきことではないかなあと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 私は、手を突っ込んで全部がたがたと、こういう意味じゃないですからね、市長。

やっぱり補助金を出しているというのは税ですから、農家が86件と言っても過言でない状況になってきた今日の中で、いわゆる補助金のあり方、大変な問題だと思うんですよ。たかが7,000円、3,000円の問題でも、私は今、全てそれをカットしてくださいと言っているわけじゃないんですよ。いわゆる農業基盤づくりのためのあるべき姿の組織づくりとか、運用だとかいうことをお願いをするわけです。

特に今、40年も50年前と言ってはなんですが、土地改良をやったところですね。まさに500平米以下の土地が結構あるんですよ。そうすると、この農家が機械などももうなくなってきたそれぞれの状況の中で、大型化になってきたところの、いわゆるあぜの道だとか、農地の集約、これ大変な状況なんですね。事実、農家がそのような状況の中で、お互いに今の農業制度を生かしていこうと思えば、それに対して弥富市が7,000円、3,000円で約五、六千万ですか、出ているんですね、推進対策団体。そういうところへいわゆる開発行為といいますか、事業団体としてどうあるべきかというお金の使い方、受ける側も出す側も農地の有効活用なり転用なり、転作なり、その有効性の協議団体を弥富市として、いかにあるべきだということの議論をしていただく。

私は、農地土地改良の問題についての農業の支援事業団体の基盤づくりをすることと同時に、弥富市の農政課と農協、そういう団体の窓口を一つは一括化をしながら、いわゆる業務の集約化して、そして農家に周知を図っていける機構体制を、そのほうの予算などを使いながら体制強化をしていただきたいということを申し上げたいと思うわけです。

それはなぜかといいますと、農家の転作の調査など、2回も3回もやるわけですよ、農協と市と、こんなことも今もあるわけです。そういうことと同時に、今の農業政策は、私は無知で申しわけございませんが、21年からとことしの改正、30年に向かっても、まず農家の皆さん方はそんなに熟知はされていないと思います。

だとするならば、70%の農地を持つ弥富市の農業施策について、先ほども出ていましたスポーツも私も賛成はしますが、賛成をしますということじゃないんですが、スポーツも健康も、



そして生産手段も基盤づくりも大きな課題なんです。どちらが優先をされるのかと。私の心情からすると、農業基盤づくりが今弥富市に急務じゃないのかと、支援体制が。それが地方再生につながり、農家の再生になり、そして豊かで住みやすい弥富市になるのではないのかなあと思います。

きょうも、私も弥富市新時代への針路、そのところを読んでみました。これはかがみですから、そんなに具体的なことはないかもしれませんが。しかし、支援という言葉について、やはりもう一度弥富市の施策について、市長、再度の登壇が予想されます。その状況を重んじて、施策のあり方について方向性の決意を求めたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大変厳しい農業環境、今に始まったことではございません。そうした形の中で、この問題につきましては、さまざまな形において農業を取り巻く事務事業の集約化、それに伴うコストの削減ということは急務の問題であろうと思っております。こういったことにつきましては、私ども農政課、あるいはJAさん、そして耕作者というさまざまな形で協議をしていかなきゃならないと思っております。

私どもといたしましては、農業振興地域という形の中で、先ほどもお話をさせていただきましたように、市単独でできる補助事業については今までも継続してやってまいりました。そして、これからもそういったことに対して、しっかりとその必要性を考えながらやっていきたいと思っております。

もう国のほうでは、減反に対する奨励金はこれから先数年で終わってしまうということがはっきりとしているわけでございます。そして、そういった形の中で土地の集約化を図り、いわゆるTPPと言われるところの競争条件というものを日本全体の中で作り出していこうということであるわけだと思います。

そうした形の中で、しっかりとした国策という状況の中でこの農業も考えていただきたい。さっきも少しお話をさせていただきましたように、どのようにして農家を守ると同時に、あるいは農業の集約化を図り、いわゆる総量規制という形の中で、あり余っている米に対してどう土地利用を図っていくかというようなことも大変重要な話ではないかなあと思っております。

市としては、できる限りのことにつきましては、これからも継続してやっていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長の施策についてはお伺いしましたが、つけ加えてお願いをしておきます。

県や国の弥富市の地形にかかわる部分の転用などを含んでの施策は、独自として、一定程

度を規制緩和だとか、そういうような状況を伝えて対策を講じていただくことを要望しますが、意見として申し上げます。

あわせて、私の最後の1点、健康まつりについての質問は、地域で言われていることは、市民の皆さんが各地域でやっていただきたいなあ。このごろ固定した場所じゃないのかなあ。それは、合併をして以降、私もこの議会の中で一緒に議論をさせていただきました。桜まつり、春の祭り、そして健康まつり、特定の地域であるかもしれない。

しかしながら、今度、十四山で、ずうっと芝桜まつりがあるわけですから、そうすると、旧弥富の皆さんから、健康まつりはできるなら大きく分けて地域を割って、実行される内容はそれぞれの地区の皆さんのボランティアも含みながら行動を一緒にしてやっていただいております。その御苦勞はわかるわけですが、地域順に巡回をして開催を求めたいという意見が多くありますので、どのような考えか、お伺いします。

○議長（佐藤高君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 健康まつりの今後の開催方針についてお答えさせていただきます。

健康まつりの趣旨といたしましては、市民こそ健康を願い、健康の大切さを自覚するために、各種事業を通じて、見て、聞いて、体験して、あすへの健康づくりをするとしております。

開催場所についての御質問でございますけれども、行事の内容がかなり大きなものになっております。健康に関する講演会、表彰、式典、健康チェックなど、各種健康体験コーナー等を行っておりますので、かなりの大きな会場が必要になっております。現在の形でやる限りは大きくなっております。該当する市内の施設といたしましては、総合社会教育センターと十四山スポーツセンターの2カ所が該当になるかと思っております。

合併後の新市の一体感を増すために、春まつりは総合社会教育センター及び文化広場、秋の健康まつりは十四山スポーツセンター及び三ツ又池公園周辺の開催ということで、平成21年度より現会場で実施させていただいております。最近はシャトルバスも運行しており、海南こどもの国で同日開催しております金魚日本一大会とも連携を可能にしておりまして、現在の会場で定着しているのではないかなあと考えております。

より多くの市民が一堂に集うことのできる現会場で今後とも開催していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市民の要望にはほど遠いね。

開催の方法というのは知恵ですよ。創意と工夫ですよ。どんな状況で健康まつりをやるかということ、総合的にやる場合、分散でやる場合、オリンピック、どう言いましたか、今。

日本でやる場合、大阪でもサッカー場は、愛知県でも、こう言っているんじゃないですか。やっぱり市民の声は参加がしたい。主催者は参加がしてほしい、やりやすい、このことがある。でも、多くの市民全体が参加をするという方法について、再度の検討を要望、意見を申し上げて、私の質問を終わります。以上です。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は2時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時59分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、鈴木みどり議員、お願いします。

○3番（鈴木みどり君） 3番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をさせていただきます。

地球温暖化に対する弥富市の取り組みについて。

まず環境教育についてお尋ねしていきたいと思います。

先月、11月にE S Dユネスコ世界会議が愛知・名古屋で開催されました。

E S Dとは、エデュケーション（教育）をサステナブル（持続可能）、ディベロップメント（発展・開発）、持続可能な開発のための教育という意味です。

地球に存在する人間を含め命ある生物が、遠い未来までその営みを続けていくために、これからの課題をみずからの問題として捉え、一人一人が自分にできることを考えて実践していくことを身につけ、問題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。

何日か前に、テレビニュースでE S Dの言葉を知っているかと、町を歩く人に無差別にインタビューしている場面を見ました。大人の人のはほとんどはわかりませんでした。関心がないのだなあと思いましたが、しかし、その開催地の名古屋の小学生は知っている子供たちがいました。たまたま知っている子供たちだけを編集したんだとは思いますが、これを知っている子供たちがいるということがちょっとうれしく感じました。

このE S Dは、2005年に開催された愛知万博、2010年の生物多様性のC O P 10につながっていること、そして国連E S Dの10年がこの2014年に最終年を迎えたわけです。

ここ100年で上昇した気温は約0.8度です。これだけしか上がっていないんだと思われがちですが、氷河期のころと現在では、気温差はわずか7度ほどです。平均気温が2度上昇しただけで、生態系や植物に甚大な被害が出てもとに戻せなくなってしまい、壊滅的な事態になりかねないそうです。

こうした温暖化の影響を真っ先に受けるのが、植物や野生動物など自然のもとで生きる生

物だと言われています。高温に弱い植物は正常に育たなくなり、その植物を食べていた生物は餓死していくようになります。また、気温上昇によって減少していく生物がいる一方、高温を好む生物や植物が繁殖してきます。要するに生態系が崩れ、さまざまな問題が出てくるわけです。温暖化が進むとふえる病として、西アフリカでは猛威を振るいましたエボラ出血熱、また日本でも亜熱帯地域にしか起こらないとされてきたデング熱が感染、拡大しました。

そこでちょっとお伺いしたいんですが、弥富の次世代を担う子供たちにも未来の環境を考えてほしいと思うのですが、今現在、どのような環境教育がされているのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 現在、小・中学校でどのような環境教育がなされているかという御質問にお答えさせていただきます。

地球温暖化を初め、さまざまな環境問題が深刻化する中で、環境教育の重要性がますます高まっております。平成18年の改正教育基本法の教育の目標の一つとしまして、生命をとつとび、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと、平成19年の改正教育基本法の教育目的の一つとして、学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神、並びに環境の保全に寄与する態度を養うことが出ております。

この改正を受けて、新学習指導要領で、小学校では、社会科で環境の保全や自然災害の防止について、理科では生物と環境の関係や自然環境の保全について学習しております。中学校では、社会科で環境問題や環境保全を中核とした考察の中で、理科では自然環境の保全と科学技術の利用や自然環境の調査と環境保全を学んでおります。

また、体験学習としまして、グリーンカーテンなどを先生と一緒に設置し、世話をして生活環境について学んだり、一部の学校ではございますが、ビオトープで生物と環境について、身をもって学んでおります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 子供たちに本当にそういう活動が、ずうっとこの地球を守っていくという意識があつて、そういう教育を受けるのと受けないとでは、ただやっているだけではなかなか身にならないというのか、言われたことをやっているというだけになってしまうので、これは何のためにやっているのかということをもっとよく教えてあげてやられたら、さらに子供たちの意識も高まるんじゃないかと思えます。

来年2月に、海部地域では、弥富市の栄南小学校で高学年向けのストップ温暖化教室が実施される予定になっているようですが、これはどのようにして決められたのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 海部地区では、弥富市の栄南小学校1校だけでございますが、高学年向けの、先ほど議員が言われましたストップ温暖化教室が実施されるようになっている

ようですが、この件でございますけど、愛知県環境部大気環境課から小学生向けのストップ温暖化教室の希望調査がありましたので、各小学校に照会しましたところ、栄南小学校さんが希望されましたので、応募をさせていただきました。

基本的には、応募した場合につきましては、ストップ温暖化教室は開催していただけるということでございます。ストップ温暖化教室は、中学年向けと高学年向けがございまして、栄南小学校ではことしの7月7日に中学年向け、4年生でございますけど、こちらを開催し、来年、平成27年2月2日に高学年向け、6年生でございますけど、こちらを開催する予定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 今後、このような教育がとても大切になってくると思います。

環境教育には、地域や家庭とのかかわりも大切です。地域の身近な問題や内容を取り上げ、身近なことから学習を始めること、学んだことを家庭や地域での生活に生かすことができる、地球規模で環境を考えられる、そんな子供たちに育ってもらいたいと思っています。ぜひ御指導のほど、よろしくお願いします。

次に、地球温暖化対策についてですが、地球温暖化の大きな原因の一つは二酸化炭素、温室効果ガスですね。これは世界規模で考えていかなければいけないのですが、世界規模だけになかなか難しいと言われております。

しかし、私たちの住む日本の二酸化炭素排出量は、世界でも4番目に多い国の一つと言われております。二酸化炭素を排出することが生活を豊かにしているだけに、これを削減すると、なかなか実践しにくいのが事実です。だからといって、このまま何もしないで今の生活を続けていくのかです。それでは、未来の子供たちが私たちの生活の犠牲となってしまいます。

ここ数年、台風の巨大化、局地的な豪雨、気温の上昇など異常気象が多くなり、それに伴い災害も多くなりました。これらは、地球温暖化の影響があるのではないかとされております。

台風といえば、ことしで伊勢湾台風から55年の節目を迎えました。最低気圧895ヘクトパスカル、中心付近の最大風速84.9メートル、最大風速75メートル、名古屋では最大風速37メートル、瞬間最大風速は45.7メートルと、いかに伊勢湾台風と名づけられた台風15号が大型だったのかがよくわかります。それがここ数年、台風が発生すると、これと同じぐらいの勢力を持った台風が幾つも生まれてきます。

先日、「それぞれの伊勢湾台風」というドキュメンタリー映画ですが、私はお金を出して見に行ってきました。私は当時5歳になったばかりで、余り怖かった記憶はありませんが、その映画の中には、話だけ聞く被害ではなく、当時の悲惨な状況も映像で見ることができま

した。

また、どこで起きるかわからない集中豪雨、広島でも多くの犠牲者が出ました。去年は健康まつりが台風のために中止になってしまいましたが、そのときの台風で伊豆大島でも大きな犠牲が出ました。夏ともなれば気温はどんどん上がり、40度、それ以上になったところもあります。私たちの子供のころと今の状況を比べると、明らかに違いを感じるのではないかと思います。地球温暖化が確実に進んでいることを感じずにはいられないんですが、21世紀末には、1980年から1999年に比べて1.1度から6.4度気温が上昇し、海水面が18センチから59センチ上昇すると予測されています。気温が上昇すると、当然農作物にも大きな変化が起きてきます。温暖化は、さまざまな分野で大きな影響が出てきます。

私たちの子供の時代、孫の時代、孫のまた子供の時代と続いていくわけですが、では私たちはどうしたらいいのかです。かといって何ができるのかですが、初めにも言いましたが、自分たちで何でもできることをすること。例えば身近な川や草花を大切にすること、身近な地域でとれたものをいただく、余分な電気を使わない、ごみを減らす、いろいろあるわけですが、市として地球温暖化を意識した環境を何か取り組んでいることはありますか、お願いします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 市としましては、低公害車や低排出ガス車の導入を初め、照明設備の節電やノーマイカーデーの実施をし、エネルギーの消費量を抑制して二酸化炭素の排出削減を行っております。また、小学校、保育所など公共施設の新築建物への太陽光発電施設の導入をするなど、自然エネルギーの活用を図っております。

また、平成23年4月より、CO<sub>2</sub>削減とごみの減量による循環型社会の形成と地球温暖化の防止に向けた行動を目指す一環として、マイバッグ等の持参促進やレジ袋削減の取り組みを進めております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 現在、弥富市では、これは私が提案したと思うんですが、モデル地区として去年の10月から白鳥学区において、毎月第1土曜日に白鳥コミュニティセンターで家庭用廃油を回収しています。この10月で1年がたちましたが、どれくらいの回収があったのかを教えてください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） それでは、廃油の回収を始めた25年10月以降の回収量についてお答えさせていただきます。

本年の11月までの数字になっておりますので、よろしくお願いたします。

まず25年10月50リッター、11月70リッター、12月20リッター、26年1月が10リッター、2

月25リッター、3月20リッター、4月が40リッター、5月15リッター、6月20リッター、7月が15リッター、8月15リッター、9月40リッター、10月が55リッター、11月が最後でございすが10リッターということで、25年度の計が195リッター、これは6カ月分でございます。それから、26年度の計が210リッター、これは11月までの8カ月でございます。合計で405リッターでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） この数字が多いのか少ないのか、これはポリタンクで18リットルですかね、でいうとかなりの量にはなると思うんですが、この油の量が今までは捨てられていた。この油がバイオエネルギーとして利用されていくということは、大きな成果があるんじゃないかなと思います。

また、市の職員の方も、今の時期はとても寒いんですね。2時間外でずうっと油を持ってこられるのを待つというのは、本当に大変なことだと思いますけれども、継続していただきたいなと思っております。

一度この集計を白鳥学区の回覧に回したんですけれども、この結果を住民の方にお知らせするのはいいんじゃないかなと思うんです。ただ回収するだけでは、まだ皆さんの意識も低いと思うんです。このくらい集まりました、御協力ありがとうございますというチラシでも回覧板で回していただけると、もう少し協力してくださる方もふえるんじゃないかなと思います。

私たち主婦も、家庭におけるエコ対策として節電に心がけています。市役所も、使っている電気代がどのくらい節電できたのか、季節によっても違ってくるとは思いますけれども、統計とかそういうものはとったことはないですよ。勝手に決めちゃっていけないのかもかもしれませんけれども、もしそういうことをしていらっしやらないなら、これから先、1年を通して、前年度と比べて今年度はこれだけ節約できた。もしふえた場合は、こういう理由だったからこの月はふえたと。私たち、家庭ではそういうふうには統計をとることもあるんですけれども、ぜひ市のほうでも手本となって、そういう節約に取り組んでいるんだということを住民の方にお知らせするのもいいんじゃないかなと思います。

まだまだ環境に対する意識は低い位置にあるのかもしれませんが、行政と市民が一緒になってこの弥富市が手本になるように、そんな環境のまちづくりを進めていくことを強く要望しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、堀岡敏喜議員、お願いします。

○10番（堀岡敏喜君） こんにちは。10番 堀岡敏喜でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

大きくは2点、まずは市のがん対策について伺ってまいります。

日本人のがんによる死亡は、1981年（昭和56年）に脳卒中を上回って死因の第1位となり、国民の2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで亡くなっております。

国は、1984年（昭和59年）度より、対がん10カ年総合戦略を、1994年（平成6年）度よりがん屈服新10カ年戦略を策定し、がん対策に取り組んでまいりました。さらに2004年（平成16年）度からは、がん罹患率と死亡率の激減を目指して、がん研究の推進及び質の高いがん医療を全国に普及することを目的に、がん予防の推進及びがん医療の向上と、それを支える社会環境の整備を柱とする第3次対がん10カ年戦略を策定しております。

このように、国は約30年にわたりがん対策を行ってきましたが、依然としてがんの罹患率や死亡率が上昇していることから、がん対策が十分に成果を上げているとは言えない状況であります。

なぜ成果が上がらないのか。地域や病院によって、治療の内容やレベルに格差が生じている、がん治療の専門医が圧倒的に不足をしているなどがありますが、一番の問題点は、がん治療は早期発見・早期治療が必要不可欠であるにもかかわらず、知識・情報の不足から個々の検診受診に対しての意識の低さにあるのではないのでしょうか。

弥富市では、6つのがん（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・前立腺がん）について検診を実施しておりますが、取り組みと検診受診率において、まず市の現状の認識と課題についてお伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） がん対策の現状の認識と課題ということでございますが、津島保健所管内におけるがんによる死亡者数は、平成23年度が873人、24年度が894人、25年度が951人で毎年増加の傾向にございます。

弥富市においては、平成23年112人、24年度116人、25年度113人ががんにより亡くなっておられます。死亡原因の約30%強を占めているような現状でございます。がんの中でも、大腸がん、肺がん、胃がんが上位を占めております。

このような状態の中で、市としましては早期発見・早期治療につなげたく、がん検診事業を実施しております。市の検診事業での受診率でございますけれども、平成25年度、胃がんが14.2%、大腸がん23.7%、肺がん20.8%、子宮がん19.2%、乳がん21.4%、前立腺がん17%となっております。乳がんの受診率は愛知県平均を上回っておりますが、それ以外は県平均より若干下回っているのが現状でございます。また、子宮がん検診の20代、乳がん検診の30代、胃がん・肺がん・大腸がん検診は40代、前立腺がんは50代と受診できます。対象範囲の中で、若年世代の受診が少ない現実となっておりますので、この年代の受診率の底上げが必要かと思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。



○10番（堀岡敏喜君） 国としては、50%を目指してやってきました。もちろん市、自治体としてもそれを目指すべきだということで取り組んでこられたんですけども、今の状況ではなかなかその数字にはほど遠い。そういったところを確認しながら、また御提案も申し上げていきたい、そのように思います。

先ほども申し上げましたが、がん治療は早期発見・早期治療が大切です。これは部長も今おっしゃったとおりです。

偏見や誤解、意識の低さ、日程の都合、煩雑さなど検診に向かえない個々の理由はさまざまであります。検診受診率の向上に向けまして、少しでも受けやすいように、情報の更新と体制の整備が必要であります。例えば検診の内容の確認ですが、これは昨年12月議会で炭竈議員も提案をされておりましたが、胃がんリスク検診の普及促進について伺ってまいりたいと思います。

日本において、毎年約12万人が胃がんと診断をされ、約5万人の方が亡くなっており、胃がんはがんによる死因では、肺がんに次いで2番目に位置をしております。

さて、昨年の2月、ヘリコバクターピロリ感染胃炎に対する除菌治療が保険適用となりました。ヘリコバクターピロリ菌、いわゆるピロリ菌は胃の中に生息をしていて、慢性的に胃炎を起こしたり、胃や十二指腸の潰瘍、胃がんなどの病気の原因となることが指摘をされております。

日本における胃がんの患者数は、先進国の中でも異例の多さに上ると言われており、その98%はピロリ菌保菌者であり、日本人の約半数に当たる6,000万人が感染をしているとの指摘もございます。特に50代以上の約7割がピロリ菌に感染していると言われており、今後、胃がんの患者数の増大が予想をされております。しかし、胃がんのほとんどがピロリ菌の感染によって生じた慢性胃炎から発症することから、ピロリ菌を除菌することによって胃がんの発症が約3分の1に減少するとも言われております。そのためには、血液検査により、萎縮性胃炎の有無を調べる血清ペプシノゲン検査とピロリ菌感染の有無を調べるピロリ菌抗体検査とを組み合わせた胃がんにかかる危険度を調べるための検査体制への取り組みが求められるところであります。

この検査は、バリウム検査や内視鏡検査のように直接胃がんを見つける検診ではありませんが、血液検査で済むために、検診の負担が軽く、費用も割安なのが特徴であります。

胃がんの年間医療費は約3,000億円と言われております。費用対効果の面からも注目すべき取り組みであり、胃がん検診と除菌を組み合わせることにより、胃がん予防を大きく前進すると期待されております。

こうした背景から、全国の市や町で胃がんのリスク検診を積極的に導入する自治体も出てきております。昨年の炭竈議員の質問の際、市側の答弁では、調査・研究をして実施に向け

検討するとありましたが、その後はどうでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 胃がんのリスク検診の導入についてでございますけれども、25年12月議会で胃がん検診のピロリ菌検査及び除菌の推進の取り組みについて、今のところ考えていないとして、事例等の研究・調査していきたいと答弁いたしております。

ピロリ菌感染者が除菌治療することにより、個人の胃がんの発生リスクを下げることができ、胃がんの早期発見につながれることは十分に認識しておるところでございます。愛知県内の市町村でも、ピロリ菌検査は少しずつ取り入れられております。しかしながら、海部医療圏では取り入れておる市町村はまだないのが現状でございます。

県による市町村におけるがん検診精度管理のための技術的指針では、科学的に効果の明らかな方法、十分な精度が確保された効率のよい方法が示されています。胃がん検診は、本旨に沿って問診及び胃部エックス線検査を実施しており、ピロリ菌検査については本旨に含まれておりませんので、現段階では導入する予定はございません。

国はがん対策推進基本計画にて、ヘリコバクターピロリについては除菌の有用性について内外の知見をもとに検討するとしており、今後の国及び近隣市町村の動向に注意をしてみたいと思っております。

また、議員が御指摘にありましたように、慢性的な胃炎等につきましては保険適用になりますので、そういったこともお知らせするのが必要かなと思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 検診の中で組み入れていただくのが一番いいんですけれども、やっぱり情報として、今部長おっしゃったように、除菌することで防げるものであれば、目的はあくまでも検診率のアップはアップなんですけど、これはあくまでもその過程でして、市民の健康を増進していくということですので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、大腸がんの検診についてであります。

大腸がんにかかる割合は、50歳代から増加をし始め、高齢になるほど高くなってまいります。また、大腸がんの罹患率、死亡率は、ともに男性のほうが女性の約2倍と高いのが特徴であります。大腸がんは、早期であれば100%近く完治をしますが、一般的には自覚症状がありません。したがって、無症状の時期に発見することが重要であり、検診率を高めることが必要となってまいります。

市における大腸がん検診は、便潜血検査により行われており、採取した検体を医療機関や保健センターへ提出しなければなりません。検体の提出日、受け付け時間も定められていることから、都合に合わず提出できない場合もございます。

そこで、早期発見・早期治療の観点から、郵送方式を導入すべきと考えます。京都市では、

大腸がん検診の受診機会の拡大と利便性の向上を図るため、平成22年度より、気温が低く検体に与える影響が少ない冬季の郵送による検体受け付けを導入いたしました。その結果、1カ月余りで検診者が1万人を超え、全体の申込者も大幅にふえたそうであります。先ほどの部長の報告では、大腸がんが一番多いんですね。

受診率の向上と利便性向上のため、冬季の郵送方式を取り入れるべきと考えますが、弥富市としての見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 大腸がん検診を受ける検体の回収のお尋ねでございます。

これも、先ほど申しあげました市町村におけるがん検診精度管理のための技術的指針において、便の潜血検査につきましては免疫便潜血検査を2回ほどいたしております。検体の回収で、初回の検体は受診者の自宅において冷蔵保存、2回目の検体を採取した後、即日回収することを原則とするとなっております。即日回収できない場合は、回収までの時間を極力短縮し、検体の回収、保管及び輸送の過程での温度管理に厳重な注意を払うとなっております。

冬場のということではございますけれども、検体の輸送につきましては温度管理が困難であると考えております。検査の精度が下がることから、原則行わないとしているところでございます。

検査当日回収する方法として、郵送で回収する御指摘の件でございますけれども、現段階では考えていないというのが現状でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 検診の率を向上していくことを思えば、御心配のときに、気のあるときに受けて、それがすぐに反応できるように。

先ほど来申し上げているように、温度がある一定の時期に限るとは思うんですけれども、パッケージも考えながらやられると、その煩雑さというのが、受けたいんだけどもチャンス逃すということにもなってしまいますので、そういうところを考慮していただいて、今考えていないということですが、これから周知のことも後で話をさせていただくんですけれども、市民の間で周知が広がって検診を受けなきゃならない、そういう意識が高まってきたときに、また市民のほうからもそういう形でも受け付けできるやないかと、また要望があるかと思っておりますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

次に進みます。

また、このほか検診の妨げとなるのは、報道等による誤解も影響しているのではないのでしょうか。子宮頸がんワクチン接種の際に起こった副反応の報道によって、子宮がん検診の受

診にも影響が出ております。このことについても、最も大切なことは、正しい情報と医療機関としっかり連携をして、今後そういった事例が起きないように、また万が一起きた場合でもすぐに対処できる体制づくりが望まれていると思います。

特に、本当にそういう症状になった子宮頸がんワクチンというのを一つの機会として、接種医療によって副反応があったことが、まるでワクチンの副作用であるような報道がかなりの勢いでされたということがあって、厚生労働省が及び腰になってしまうぐらいの報道がされてしまったわけですが、後に発表されました、WHOのほうで、いざ報告されている報告には、そのワクチンの因果関係はないというような報告がされておりますよね。その辺の報告というのは、多分民生部長のほうも御存じかと思うんですけれども、であるならば、子宮頸がんワクチン接種にかかわらず、ワクチンの接種というのはどうしても筋肉注射なものですから、接種という医療行為によってアナフィラキシーといった反応が出る場合がございます。そして、そのワクチンを接種する年齢層といたしますのが年少期といたしますか、少女の方々ですので、いろんな精神的なぶれとか、そういうこともあると。実際にその接種が原因ではないけれども、紛れ込みといたしまして、同時にそれで起きてしまうと、それがまるで原因であったかのように誤解をされる場合がある。それはしっかり医療関係で診ていただいて、そうならないように問診なりしっかりしてやっていただく。また、そういう反応が出てしまった後は、医療機関と相談をしてすぐさま改善できるような体制づくりが、この検診率を下げない、仮に伸ばしていく一つの大きな条件じゃないかなと思います。

また、子宮頸がんについて、もう1つ申し上げたいんですけれども、これがちょっと通告しておりませんので、お答えできる範囲であればお答えしていただきたいんですけれども、最近の自治体では、今、併用検診というのが導入が進んでおります。

これは、先ほど申し上げた子宮頸がんというのが、1年間に約2万人の方が罹患をされていると。毎年約3,500の方が亡くなられてしまっている。亡くならないにしても、1年間で手術を受けている女性、これは切除手術も含めまして1万9,000人で、特に20代、30代の女性のおよそ1,000人が生殖機能を失うと言われております。

本当に少子・高齢化という中で、女性を襲う一つの疾病として、やはり国を挙げてこれを防いでいこうという流れですので、リスクを回避するための検診でございますので、今弥富市としては細胞診1つで行われていると思うんですけれども、子宮頸がんは、前に炭竈議員が子宮頸がんワクチンの接種の公費助成をお願いしたときに、市長のほうからも説明がありました。ワクチンで防げるという唯一のがんということでもあります。

特に、日本人の場合、16型、18型が原因であるということが言われておりますけれども、その細胞診とあわせて、HPV（ヒトパピローマウイルス）の検査を実施していくことによって、子宮頸がんのほぼ100%に近く予防することができるという実証データも出ており

ます。

そのことも含めまして、ぜひ市として取り入れていくことも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 子宮頸がんの予防ということでございますけれども、まず副反応が起きた場合の体制ということからお答えしたいと思います。

現在、子宮頸がんの予防ワクチンは積極的にお勧めすることを一時的に取りやめておりますが、子宮頸がんワクチンが定期接種の対象であることには変わりございません。接種を希望された方に対しては、接種が行われていますワクチン接種に当たっては、被接種者、保護者に十分な情報提供、コミュニケーションを図った上で実施することが必要です。また、副反応による医療機関への治療が必要なときは、法律に基づく救済が受けられますので、市の保健センターまで御相談いただきたいと思います。またこの副反応につきましても、先ほど議員言われたように、これが果たして本来の副反応かということは、まだはっきりしていないかと思っておりますので、現段階では積極的にお勧めしていないという先ほどの答えにさせていただきます。

それから、子宮頸がんのワクチンが全てのタイプの子宮頸がんの感染を予防するのではないということは、先ほど議員の言われたとおりでございます。それによりまして、20歳になった女性は、ワクチンの接種をした方も子宮頸がんの検診をこれから定期的に受けていただくようお願いしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） これから検討もするというのであれば、ぜひ。

先ほど言い忘れたんですけど、併用検診の場合は30歳以上の方が対象となりますので、よろしく願いします。

それと副反応のことについても御答弁をいただいたんですけども、ちなみに、その前に事前で調査をさせていただいたら、この海部管内は副反応の報告はないということをお聞きしていますので、そのこともあわせてしっかり市民に周知をしていただいで、効果があるのに遠慮するという話もない話ですので、それによってもし罹患して、先ほど言った結末になるということであればそれこそ不幸でございますので、その辺はしっかり自治体として周知をしていただきたい、そのように思います。

さらに、検討をお願いしたいことが2点ございます。

1つ目は、がん登録についてであります。

昨年12月、がん患者の情報提供を義務づけるがん登録推進法が成立いたしました。効果的な治療法や予防の確立に道を開くものであり、がん対策が格段向上することは間違いないと

期待をされております。将来的には、どの病院で治療を受ければよいか、患者自身が判断できるようにもなります。

2つ目は、コール・リコールであります。これも炭竈議員から一度御提案があったかと思えます。

コール・リコールとは個別受診勧奨のことで、検診クーポン券を郵送したりしても受診されない方に対し、個別に電話またはDM等で受診を勧めるもので、イギリスでは導入前は40%だった受診率が、導入後は80%にまで向上するなど、非常に効果の期待できる方法であります。

今述べました2つのがん対策は継続的に住民情報を取り扱うことになるため、平成29年ごろに本格導入が予定をされておりますマイナンバー制度の活用なども視野に入れながら、準備を進めていただきたいと思います。

さきの3点と合わせて、以上5点にわたって提案をさせていただきましたが、市民の皆さんが健康で暮らしていただくために、また安心して検診を受診していただくために、検診受診率の向上に向けての課題を一つ一つクリアしていくことが大切であります。

最後に、市の見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） まずがん登録についてでございますけれども、これは死亡統計等でなければ把握できないがんの罹患や、生存の状態等を把握する仕組みでございます。がんの現状把握とがん対策の基礎となるデータを得るとともに、適切ながん医療を提供し、がん予防を行うために必要となります。

全国がん登録と院内がん登録があり、院内がん登録はがん診療連携拠点病院を中心に施設別のデータを開設されるものでございます。

登録の方法でございますけれども、各医療機関のほうから県にがん登録していただいて、ダブった方がいらっしやらないか、同一のがんの方はいらっしやらないかということを確認した上で、国立がんセンター、がん対策情報センターというところへ送るとというのが1つの方法。もう1つの方法といたしましては、医療機関から直接送るといった形のものになっております。また、学会とか研究会におきます臓器がん登録事務局というところに医療機関から直接送るといったことも対象になるものでございます。

全てのがんの患者が登録されていない課題や、個人情報の厳格な保護などがある中、今後のがん対策、がん医療統計等に非常に役立つものであるかと思っております。

また、コール・リコールについてでございますけれども、広報、ホームページ、チラシでがん検診を案内することが必須でございます。クーポン対象の未受診の方に個別で勧奨はがきを送ったり、特定健康診断未受診者に個別で勧奨はがきを送るといったことは行っており

ます。がん検診の案内を一緒に掲載して送付するという方法をとっておりますので、周知啓発に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員にお答え申し上げます。

補足説明になるかもしれませんが、私も今現在、日本の病気の死亡率ナンバーワンはやはりがんと伺っております。心疾患であるとか、あるいは脳血管の疾患というような状況が次に続くわけでございますけれども、乳がん以外は県平均を下回っているということに対して、これは何とか平均以上を受診していただくように、さまざまなツールを通じて私たちも努力していかなきゃならんと思っております。

それと同時に、自分の健康は自分で守っていただくということもあわせてお願いをしていくわけでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） まさに市長が今追加答弁で、自分の命は自分で守ると、そういった話をいただきましたので、次の質問に移らせていただくんですけども、次は、自分の命を自分で守るということを今弥富の子供たちにどうやって伝えていくのかということを質問させていただきたい、そのように思います。

冒頭に申し上げましたけれども、厚生労働省では、がんは1981年（昭和56年）より死因の第1位であり、2010年（平成22年）には年間約35万人が亡くなり、生涯のうちに国民の約2人に1人ががんにかかり、3人に1人が死亡すると推計をしております。

日本最大の国民病とも、先ほど市長も言われましたがんにつきまして、国ではがん検診受診率50%以上の早期実現が目指されており、その達成は、がんに対する正しい知識が広まれば可能であると見ております。

平成24年6月、新たに策定をされましたがん対策推進基本計画にがん教育の推進が盛り込まれたため、がんの予防や治療に対する正しい知識を子供たちに教える取り組みが全国に広がりつつあります。がんに関する教育の先進的な取り組みを行っている教育委員会では、小・中学校で健康教育の一環として独自のがん教育プログラムを開発し、小学6年生、中学3年生を対象に、保健体育の授業の中で年に1こま以上実施をされているようであります。その結果、がん検診の受診率が上昇したということも聞いております。

そこでお伺いをいたしますが、1つ目に、がんに関する教育について、どのような認識がされているのか。2つ目に、市民の健康を守る観点から、子供たちへのがんに関する教育は重要であると思いますが、今後どのように取り組む考えなのでしょうか。3つ目に、がんに関する教育の拡充のために、今後、独自の教材や手引書の作成、または医療専門家や闘病経験者を招いての授業、教職員への研修などを検討すべきかと思いますが、以上の3点につき

まして、現状での市の見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） それでは、まず1点目のがんに関する教育について、どのような認識を持っているかという御質問でございますが、議員も言われましたように、平成24年6月にがん対策推進基本計画が策定後、さまざまな形でがんに対する普及啓発が行われております。

健康については子供のころから教育することが重要であり、学校教育全体の中でがん教育も含めて推進することにより、がんに対する正しい理解と、がん患者に対する正しい認識及び命の大切さに対する理解が深まると考えております。その結果、児童・生徒がみずからの健康を適切に管理することや、がん予防や早期発見につながる行動につながっていくものと認識しております。

2点目の、市民の健康を守る観点から、子供たちへのがんに関する教育は今後どのように取り組むかという御質問でございますが、がん教育の実施に当たっては、学校全体で共通理解を図りつつ、児童・生徒の発達段階を踏まえ、保健体育などの関連する教科を初め、特別活動や総合学習の時間において、がんの基礎的知識を身につけること、命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連づけて指導することが重要と考えております。

3点目の、がんに関する教育の拡充のため、今後、独自の教材や手引書の作成、医療専門家や闘病経験者を招いて授業、教職員への研修などを検討すべきではないかという御質問でございますが、がんに関する検討委員会の検討の中にも、外部人材、外部の教材の活用についての検討事項がございますので、地域や学校の実情に応じて医療機関や市保健部局の協力を得ながら、連携してがん教育に取り組んでいきたいと考えております。

また、学校の事業計画の作成に当たっては、学校現場が主体になることが重要でございますので、県の教育委員会等が行います教職員研修会への参加についても促したいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 具体的には、この弥富においては来年度からになると思いますけれども、愛知県下でも名古屋市の一部で実は始まっておりますね。

特に先進で取り組んでいらっしゃるのが、東京の豊島区が平成24年度ですかね、そのあたりから積極的に、豊島区独自でつくられて取り組んでもいらっしゃいます。また、九州鹿児島島のほうでは、NPOの協力を得て、時間を割いて各学年といいますか、一定の学年で受けられていらっしゃると。昼休みに読んでいたのが、鹿児島のがんサポートかごしまというNPO法人の「いのちの授業」の実施報告書というのがあるんですけれども、本当に涙が出そ



うなぐらい。4人、5人の講師の方がいらっしゃるんですけど、全てががんの罹患者です。その方々が講師を務められて、子供さんに授業をすると。子供さんらは、がんと聞くとやっぱり死ぬ病と思うわけですね。「先生方はどうして来るの」と。要は担架で運ばれてくるのとか、点滴を持ってくると。「そうじゃないよ、私たちが講師だよ」と言って、普通の格好をしているじゃないですか。そういうがんに対する偏見を解くところから始まる。もちろんその進行状況とか、御自身が治療されていることも話しながら、がんというものの誤解を解いていくと。

先ほど部長からもありました、普通の授業の中で、今教育の中で入っている生活習慣病の中で一つがんの予防をしていくという授業が行われてはおりますけれども、それが本当に生涯残って、成人になるまでにいろいろ健康に気を使って、検診なんかも積極的に受けていくような、そういう心が残るような教育につながっているかといったら、残念ながら今の段階ではつながっていない。

先ほど市長も御答弁いただきましたけれども、そういう大人になるように、その環境を整えてあげるのは今の大人であると思いますし、がん教育に関しましては、別にがんに限らず命を大切に思う授業というのは、弥富市の中で動物ふれあい授業もあります。薬物乱用の、きのうの三浦議員のものもあります。全て命を大切にするとところが基点になっていると思いますので、そういったことを割と網羅してでも子供に伝えるものって多いと思います。

それを実際に生活の中で実感するのは今の社会だと思うんで、子供に教えていくと同時に、大人にもしっかり啓発をしていく、その意味でもやっぱりがん検診率を上げていくというのはすごく大事ななあと思います。

ちょっと紹介したいのは、この命の授業を受けた子供たちが、後に感想文を寄せているんですね。耳の痛い方もいらっしゃるかもしれませんが、そこだけ読んで次の問題に行きたいと思うんですけども、大人だろうと子供だろうと、体験者の生の声が一番心に響くものであります。たばこは体に悪いと私たち患者が話すことがどれだけの説得力を持つか。僕はもうたばこはやめましたからいいんですけども、がん検診をきちんと受診しておけば、がんが見つかって治る可能性がぐっと上がることを当事者が伝えれば、子供たちは覚えてくれるでしょう。実際、命の授業後、感想には、家に帰ってから家族にがん検診を受けるように伝えました、またお父さんにたばこをやめるように言いましたというものが数多くあります。行政や専門家、あるいは奥さんに言われてもたばこをやめないんですけども、お父さんであっても、かわいい娘や孫に「やめて」と言われれば、参ったな、やめようかなという気持ちになりますと。子供から健康に対する一つのものやっけていくのも、また先ほど言いました地域で健康を増進していくものにつながってまいりますので、ぜひこの教育には力を入れて、本腰を入れてやっていただきたい、そのように思います。

じゃあ次の質問に移らせていただきます。

次は大きく変わって、防災について質問をさせていただきます。

先ほど、鈴木みどり議員もおっしゃっていましたが地球温暖化の影響を受けまして、豪雨や豪雪、竜巻などの気象災害が日本各地で毎年のように起こっております。

特にことしは、台風や豪雨による被害が各地で相次いで起こりました。7月には台風8号が九州を横断し、8月も台風11号の影響で、約40の市町村で約60万人に避難指示が出されました。また、9月に発生した御嶽山の噴火は、57名もの死者を出す戦後最悪の火山噴火災害となりました。さらに、先月22日、長野県白馬村を震源としてマグニチュード6.7、最大震度6弱の長野県神城断層地震が発生をいたしました。また先週、12月の5日から寒波が襲いまして、日本海側を中心に大雪となりまして、各地で被害が出ております。特に徳島では、いまだ孤立している方がいらっしゃる。本当にお亡くなりになられた方には心より御冥福を祈りますとともに、今この寒い時期に避難所で生活をされている被災者の方々には心よりお見舞いを申し上げ、そして一日も早い復興を祈るものであります。

まさに災害列島であります。注視しなければならないのは、広島土砂災害のように、自治体の危機管理のあり方、地域住民と相互的な理解、それに対する具体的な防災への取り組みが日ごろから適切に行われていれば、少しでも犠牲や被害を防ぐことができたのではないかと考えております。

災害情報や避難を考える上で、重要な新たな動きが出ております。1つは特別警報であります。特別警報は、2013年8月に運用が開始され、これまで4回発表をされ、社会的にも大きな関心を集めました。本年7月には、台風8号の接近に伴い沖縄本島地域に、8月には三重県に、さらに9月には北海道に発令をされております。また、災害となったにもかかわらず特別警報が発令されなかった場合や、発令をされても命を守る行動とは具体的にどのような行動なのかという極めて大切なことが、自治体、住民間で共有、標準化をされていないことが問題となっております。

このほかにも、本年は台風や豪雨災害、避難勧告や避難指示も相次いで発令をされております。これは、ことしの4月に、内閣府から、空振りを恐れず早目の避難勧告をとの方針を各自治体に示した影響もあります。しかし、実際に避難を実行に移された方は、対象の数%にすぎませんでした。避難の意義を理解されないまま空振りが続けば、避難しなくても大丈夫という意識が蔓延し、避難への行動に移れない方がふえてまいります。

ことし8月の広島市の場合、広島市に大雨洪水警報が出たのは8月19日の午後9時26分でありました。市は、9時50分に防災情報メールで、10時には防災行政無線で注意喚起を行っております。これは市の水防計画のと通りの対応であります。その後、雨量が急激にふえ、20日午前1時15分、これは日付が変わった20日ですね。広島地方気象台が土砂災害警戒情報

を発令しました。これを受け、市では災害警戒本部を設置しております。ただ、台風でもなく、夜中にこれほどの急激な雨が降るといふ予想は困難だったのかもしれませんが。報道によりますと、午前2時くらいから家の中に水が入ってきたなどの119番通報が入り出し、次に土石流で子供が生き埋めになったなど深刻な通報が相次いで起こり、気象台は3時49分、安佐北区付近に記録的短時間大雨情報を発表しました。しかし、市がそれを受け、避難勧告を発令したのは40分後の午前4時半でございます。深夜の暗闇での豪雨であったため、避難をすることで逆に危険な目に遭うのではとの判断があったのかもしれませんが、この判断のおくれが被害拡大の要因となってしまいました。残念ながら、昨年10月に30名の方が犠牲となってしまった伊豆大島の土石流災害が教訓として生かされず、同じ状況となってしまいました。

ことはあの伊勢湾台風から55年に当たり、経験を風化させないためのさまざまな催し、取り組みがこの市内でも行われております。弥富市における危機管理のあり方を問い直す形で、いかに減災につなげていくかという観点で、以下の質問をさせていただきます。

まずは、防災関連の議題の際に必ず確認をさせていただいております自主防災組織の現状と課題について伺ってまいります。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 自主防災組織の現状と課題でございますが、自主防災組織とは自分たちのまちは自分たちで守るといふ地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成される防災組織のことです。

大規模な災害が発生した場合、市では消防署などの防災関係機関の協力を得て防災活動を行います。しかし、いろいろな悪い条件が重なって、市の防災活動が十分にできないことが予想されます。このような場合に備えて、災害による被害を防止し、軽減するためには、何よりもまず皆さんがみずから進んで火災の発生防止、初期消火、被害者の救出・救護、避難誘導などを行い、地域全体の安全を守る必要があります。

弥富市内の自主防災組織につきましては、現在56団体が結成をされ、8割弱の結成率となっております。白鳥学区、弥生学区につきましては、地区全体で結成されております。未結成の地区につきましては、区長、区長補助員さんの御協力をいただき、全学区の結成を目指してまいります。各自主防災組織は、それぞれの組織で年間活動などを計画、実践をいただいておりますが、各地区において防災意識について温度差があるように感じております。

そのようなことから、本年1月に自主防災会全体会を開催し、三重大学の川口准教授を講師に招き、「「大地震＝大津波に備える」～生き残り、生き延びて、次につなげるために～」と題して講演を行っていただき、自主防災の必要性や協働の大切さを学びました。また、各地区の自主防災情報についても意見交換会を行いました。

今後につきましても、自主防災組織への情報提供や組織間の交流を図り、自主防災組織の防災意識の底上げを図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 72地区中56団体と、去年より3つふえておりますね。

かなり市主導でやるには努力をされているんじゃないかなと思いますけれども、阪神・淡路大震災でもそうですし、東日本大震災でもそうなんですけれども、確かにいろんな近隣のかかわりといいますか、最近の人と人との社会的なかわりの希薄化というものが、自治会というものの自身の帰属に関してすごく希薄になっているというのがあるんですけれども、自治会があって防災会があるんじゃないかと、よく以前の防災安全課長ともお話しする中で出てくるのは、やっぱりその防災会がベースですよと、防災に関するものがベースだと。地域に住む中での安全、危機管理というものがベースで自治会が上がるものだと思いますので、今ある自治会があるのであれば、そのまま防災の要素をしっかり持ってもらって、確実な組織をつくと、前の質疑のときにも申し上げましたけど、形にこだわってはいできないんですよ。やはり行動ができる体制が今あるのであれば、そのままそれはもう防災会として認めていくことも大事だと思います。あんまり敷居を上げちゃうと、確かに取り組みは真剣でなければできないことなんですけど、まずその体制をつくるのが大事だと思いますので、その辺もしっかり工夫をしてやっていただきたいなと思います。

次に、自主避難の考え方について確認をさせていただきたいと思います。

弥富市では、ことしの7月10日午前6時、台風8号の接近に伴い、市内6カ所の一時避難所を開設しております。また、8月10日には台風11号の接近に備えて、10月5日は台風18号の接近に伴い、午後9時にそれぞれ一時避難所を開設しております。危険が予測をされ、不安を感じる市民がいるかもしれないという判断から早目の一時避難所の開設をしたわけですが、実際に施設に訪れた方はごく少数であり、どの台風も大きな被害もなく事なきを得たわけであります。

自主避難は、文字どおり個々の住民が危険回避のために自主的に行動することを意味します。自主避難所は、市が発令をする避難勧告・指示・命令と違い、市民からの要望に応える形で開設をするわけですが、確認しておかなければならない点がございます。

まず、避難という行動の意義の理解と標準化であります。避難所に移動することが避難であればわかりやすくよいのですが、そうではありません。弥富市のように、特に風水害によっては被害の減少が少しでもあらわれ始めてからの避難行動が困難な地域は、いかに早目に行動ができるかが被害者を出さないためには重要な鍵となります。これは、弥富でいろいろ防災に関する識者の方が講師を務めていただいて、繰り返し言われている内容だと思います。

また、市内の指定避難所の収容定員は、市内の人口全てを受け入れることができないことから、当然に収容には高齢者、障がい者、女性、子供など優先順位を設ける必要があります。また、お一人で避難行動が困難な支援が必要な方々への対応は、まだ時間と心に余裕のあるときにこそ行うべきと考えます。こういった事柄を市で、地域で、近隣で当たり前のように共有できてこそ、日ごろのコミュニティにも生かされるのではないのでしょうか。

自主避難といえども、その後に起こるかもしれない最悪を想定して、地域の特性に合った自主避難の考え方を市民と共有すべきと考えますが、市の見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 自主避難につきましては、大型で非常に強い台風が接近、上陸するおそれがある場合などに、市が避難勧告、避難指示を発令する前に各地の判断により自主的に避難をしていただくことです。

この場合、市といたしましては、台風などの接近に伴い、各地区に1カ所ずつ避難所を開設しております。避難所開設につきましては、同報無線、安全メール、クローバーテレビ、ホームページなどでお知らせをしており、市民の皆様が自主避難しやすい時間を考慮して、早目の開設に心がけて対応しております。

また、議員の言われるように、避難所や避難場所に行くことのみが避難ではありません。地域の特性や市民一人一人の状況の違いを考え、みずからの判断で命を守るための行動をとることが避難であると考えます。当市は海拔ゼロメートル地帯であるため、一旦浸水が始まると、市の広範囲が長時間にわたり冠水するおそれがあります。そのため、市民の皆様が浸水の広がりや危険性を理解していただき、迅速に避難する意識を持っていただくための防災教育や避難訓練の実施が必要ではないかと考えております。

スーパー伊勢湾台風の襲来などに対応するため、近年の気象情報を活用することで、先を見越した被害の発生を前提として防災対策が可能となっており、早期の避難行動を促すとともに迅速な避難行動を開始することができるよう、防災知識の普及啓発に積極的に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員には、いつも対策本部のほうに御連絡をいただいております。市の自主避難はどうなっているんだということをいつもお問い合わせをいただくわけでございます。この場をかりまして厚く御礼申し上げます。

今、気象庁にお問い合わせをいたしますと、警報が出る時間は、その地域においては大体いつごろ出しますよということが予測できるんです。そういうような状況において、私たちは早目早目に自主避難をしていただくという形の中でいつも体制をとっております。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） それは前回のときから、早目の対応、夜中にもし台風が、または危険が迫っているのであれば、注意報、警報にかかわらず、市では最近では自主避難としての一時避難所を開設していただいている、これはすごい取り組みだと思っております。

ただ、それを市民の方がどこまで知っていらっしゃる、その自主避難の時間というのがいかに大切かということをもう少し市として、自主防災会の中でそれが詰められていけばいいんですけれども、そうでない自主防災会もございますよね。形だけ、とりあえずはできたけれども、なかなか稼働していないところもございます。そういうところにいかに伝えていくかというもので、弥富市は先ほど総務部長もおっしゃった海拔ゼロ、ほとんど全域ですよね。先ほどどなたかがおっしゃっていましたが、その浸水の仕方というのも地域によって早い遅いというのがございます。そのことも、弥富市といえども北から南までそれぞれ現象が違うわけですので、それに応じた、自主避難にしても、避難にしても、本当は細かくつくるべきであります。

避難所に行くのが避難ではないと、先ほど総務部長も同意していただきましたけれども、それがまず地域の住民の方が知っているか知っていないかということです。避難所に行けばそれで助かる、そういうものじゃないと。その辺のことが、やはりその地域で起こる災害の規模というものがどういうものなのかというのをしっかり本当に知らないと、とんでもないことになるんじゃないか、そのように思います。

次の質問にかかっていきます。時間もありませんし、進めさせていただきます。

次に、事前防災の取り組みや避難訓練のあり方などについて伺ってまいります。

国・県とも連携をし、弥富市における防災インフラの構築は進められておりますが、実際、まだまだ十分とは言えません。その十分でないハード面を、その分、ソフト面でカバーしなければなりません。これは繰り返し申し上げます。

自治コミュニティにおける共助とは、危機管理だけでなく、日常の生活段階での支え合い、助け合いこそ重要であります。このことは、先日の白馬村の地震でも証明をされておりましたね。白馬の奇跡と今も言われています。ここでは一部損壊建物が684棟です。半壊建物が60棟、全壊建物が33棟、軽傷者36名、重傷者10名、死者ゼロです。地震の後に地域で助け合いの、日ごろからのおつき合いが生きたすばらしい形、不幸の中での一つの幸いじゃなかったかと、このように思います。

日常の生活段階からの支え合い、助け合いこそ重要です。このことから、事前防災への取り組みは災害に備えるだけでなく、まちづくりの根幹そのものであると考えます。防災への取り組みは、発災時、結果減災につながるのみならず、日常の地域コミュニティの強化、活気ある共助社会の構築につながると言えます。

防災への取り組みをいかに生活文化にまで落とし込めるか、これは何度も提案させていただいておるんですけど、そういう観点で、町の行事、市の行事に防災を関連づけることをこれまでも幾度となく議会で取り上げ、提案をさせていただきました。

例えば、運動会などに消火バケツリレーや大声競争、負傷者搬送競走など関連づけることができます。福寿会や丹頂会などの催しは、要援護者の現状把握と関連づけることができます。一斉清掃のときには、危険箇所点検、避難路整備などと関連づけることができます。また、地域のお祭りなどには、規模によっては炊き出し訓練や防災資機材の点検などに関連づけることができます。地域行事、市の行事と防災活動をマッチングすれば、形骸化させることなく、より深い意義を持たせることができます。災害・被害が予測される地域だからこそ、それを上回る防災力をつけ、活気あるまち弥富市の魅力にしていかなければなりません。

現在の防災訓練、いわゆる市でやる訓練が悪いとは申しません。これはこれで必要なことなんです。しかし、参加される市民の方々から「物足りない」や「マンネリ化している」などの声を、指摘を受けております。

先ほどの防災運動会も、これは一例にすぎません。地域の防災意識の向上、地域コミュニティの強化につながる訓練はたくさんございます。以前にも御紹介をいたしましたHUGやDIG、クロスロードなどを初めとする図上の訓練もそうです。こういったことが積極的に地域で取り組めるように、市としてのきっかけづくり、場の提供などが重要だと考えます。

昨年度から始められた防災会連絡協議会、先ほど総務部長のほうからも御紹介がありました。1年に1度、2度、防災会の連絡協議会が行われるとお聞きをしております。よい取り組みも生かしながら、現状打破を真剣に考えなければならないと思いますが、市の見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 事前防災につきましては、自助・共助での取り組みが重要であると考えております。

さまざまな情報が入手できる現代において、自分にとって何が必要かをみずから判断して行動すること、また自主防災組織などをもとに、隣近所との交流を含む地域ぐるみの活動こそが事前防災への取り組みと考えております。人口減少、高齢化時代の中、何世代も使えることができる安全・安心のストックを確保することで事前防災を確実に進め、安全・安心を拡大させていくことが大切だと考えております。

事前防災として、避難対策は避難して命を守ることは大切であります。避難対策はその後の日常生活の場を失うなど、高齢者など大変不自由をかけることになるため、大きな課題であります。警戒が必要なほど危険が近くにあるということを市民の皆様に認識していただき、状況に応じて素早い避難をしていただくなど、防災意識の向上に努めてまいりたいと考

えております。

避難訓練につきましては、学校や地域、行政が毎年独自の避難計画により訓練を実施し、防災意識の向上に取り組んでおります。市といたしましても、各防災関係機関などの調整を図るとともに、自主防災会全体会において情報交換を進め、横の連携を強化するなどを通して防災訓練、防災対策の充実を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） やってくださいよ、具体的にですね。

防災会の方々は、形をつくっても何をしていいかわからんというのが現実だと思うんです。そういうのが本当に、これをせなあかんのやな、あれもせなあかんのやなというのが、先ほど御紹介したDIGなんか一番手っ取り早く取り組めるんじゃないですかね。また、例えば区長会とか区長補助員会とかもしあるのであれば、クロスロードなんか真剣に考えるきっかけになるんじゃないでしょうか。そういったところで取り組みをやっていけば、きっと町なかでも広がっていくんじゃないかなと思います。

次、防災教育の話もあるんですけど、時間がないので、これは自分が悪いんですけど、一番大事なことは、先ほどのがん教育でもありましたけれども、次の防災教育の話になりますけれども、大人たちが真剣に考えなければ、子供は真剣に考えないですよ、絶対に。

重ねて防災教育については、前回もお聞きしたときに市ではやっておると。いろんな経験者の方、そういった講師を招いてやっておると。もちろん、先ほどがんのときにも言いましたように、経験にまさるものはないんですけれども、命を守るということ自身は教えられてできるものじゃないんですよ。きっかけはできますよ。ただし、自分の中で大事なんだということが実感できるものじゃないと、絶対持続しないとと思います。継続して行えるように、そういう取り組みが必要なんじゃないかと。

きのう、ある議員の中で市長が危機管理課という話をされました。これはうちの地域の弥生学区のある区長会でもその話というのは以前にお聞きをしまして、すごい取り組みだと思えます。

まさに防災といたしても、僕は特に事前の防災というものが非常に大事だという指摘をずうっとさせていただいておるんですけども、そういう意味で先ほど冒頭に言いました御嶽山なんていうのは、たくさんの被害者が出ました。けども、その抱える自治体の一つとして木曾福島というところでありますけれども、本当ならば観光地なんかでもし災害がある可能性があるとかいうのであれば、やはり観光客にもそれを伝えるということも自治体としての一つの特徴じゃないかなと。

前にも御紹介させていただいた岡山県の瀬戸内市というのがありますが、あそこは観光地なんですけど、港に面しているということから、観光客が訪れたらどこに逃げるかとか、



どういふことをしてくださいといふことを観光のマップと一緒に渡すんだそうです。そういうことができているんだそうです。

ですから、危機管理といふものは、別に防災だけにかかわらず、商工にもかかわるし、教育にもかかわるし、福祉にもかかわるし、いろんなどころに危機管理といふのがかかわるんだと僕は思っているんですけども、その辺が、市長が危機管理課といふものを設置するとおっしゃっていたんですけども、相当するのかどうか、最後にお聞きをしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（佐藤高君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） きのうちも答弁させていただきましたけれども、この3年9カ月の間、我々は3・11東日本大震災からさまざまな教訓をいただいたわけでございます。

そういった形の中で、一時的な避難という形で、緊急的な要因を解消していこうということで、避難場所の設置という形をやってまいりました。しかし、本当に防災・減災といふのは、これからもっともっと質的なことを向上していかないと、それが市民とともにやっけないと安心・安全なまちはできないだろうと思っております。

そうした意味において、もう少し我々自身が危機感を持って防災・減災に取り組むという意味でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤高君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 時間が来ているので申しわけないですけど、その危機管理課といふものは、実際に発足させるといふのは来年度になるのでしょうか。わかりました。

ぜひ弥富市の中で市民も役場も全ての人が危機といふものを共有して、それが一つの文化となって、安心して暮らせるまちになっていくことを念願しまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高君） 暫時休憩とします。再開は3時45分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時32分 休憩

午後3時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に武田正樹議員、お願いします。

○16番（武田正樹君） 16番 武田正樹です。

通告に従いまして、大きく3点について質問させていただきます。

まず最初に、平成26年産米の現状を踏まえての今後の農業施策について、これについては先ほど伊藤議員が質問されましたので重複するかもしれませんが、どうか回答のほうよろしくお願いいたします。

農水省は、10月30日に2014年産の水稻作柄概況を公表しました。全国の作況指数は101であり、作柄は平年並みで、9月末の前回発表と同じだそうです。ちなみに、愛知県の作況指数は99だそうです。主食用の収穫量は、1カ月前と比べて1万4,000トン減り788万5,000トンと予想しています。精米段階で取り除く青死米の発生割合が多く、17万トン程度減ると試算しています。ただし、民間在庫が過剰基調にあるため、最終的な米価が再生産の見込める水準まで上向くには販売環境の改善が不可欠であると判断しています。

また、同時に、2014年産米の産地と米卸間の取引価格である相対取引価格を発表しました。9月における全銘柄平均価格は60キロ当たりで1万2,481円で、前年同月比16.1%安であり、農水省が調査を開始した2006年産以来、最も安い価格です。農水省は、2014年産の9月の取引数量が100トンを超えるおよそ70銘柄の価格も公表しております。その中でJA全農が示す相対取引基準価格、これも前年産から2,000円から3,000円程度下がっております。実勢取引価格もほぼ同水準の下げ幅となっているようでありますので、現状としては相当の価格が下がっているようです。

このような現状の中で、農水省が平成26年産米の状況を踏まえた上での平成26年産米等の対応を発表しているようではございますけれども、どのようなものか、まず最初にお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、平成26年度産米の対応について、答弁させていただきます。

平成26年11月14日付の農林水産省では、平成26年度産米の価格が低迷している影響によりまして、農家の収入減少を考慮いたしまして、当面の資金繰り対策といたしまして2つの緊急対策を発表しております。

まず1つ目につきましては、稲作農家への農林漁業セーフティネット資金の融資の円滑化と貸付当初1年間の実質無利子化でございます。借り入れの対象者につきましては、認定農業者、認定の新規就農者等でございます。

2つ目といたしましては、米の直接支払い交付金の支払いを基本的には12月15日までに完了するものでございます。米の直接支払い交付金といたしましては、単価で10アール当たり7,500円、これは26年産から平成29年産まででございます。平成30年産につきましては廃止されるということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） まず最初にお願いしたいのは、緊急対策のうちの、まず最初に私も調べさせていただいた中で、米の直接支払い交付金についてですが、先ほど部長が答弁されたように、基本的には12月15日までに交付を完了するようという話です。

これは、ぜひとも皆さんにお願いしたいんです。これ実際に12月15日、あと5日間なんで

す。農家にとって、年内というのはある程度の集金が訪れる状態の時期なんです。その前の段階である程度交付していただくように、どうか市としてもぜひともこれは要望していただきたいなあと思っております。

そしてもう1点、仮渡金の追加払いについてですが、可能な限り早目にこれを指導するというのが、たしか農水省からの通知であると思っております。これについても、ぜひとも要請をお願いしたいと思っております。農家は、それぐらい現在の米価については厳しい状態にあるということを御理解していただきたいなあと思っております。

特に私、9月議会におきましても同じような米価の現状について質問させていただきました。2カ月たった段階で、ある程度好転するかなあと思ってもなかなかで、現段階、全ての収穫が終わった段階におきまして、現在3カ月も過ぎました。その段階で国が大体発表した生産者価格、これについても前年産よりも16.1%程度下がっているという報告です。どうかこの点をまず考慮していただきまして、ぜひともこの2点については、どうか市のほうから農協、そして国のほうにも要請していただきたいなあと思っております。これはまず第1にお願いしたいことです。

そして次に、米穀機構の調査によりますと、来年1月までに米価が上がると見ている米取引関係者が少しずつふえてきているという報告があります。しかし、これも農水省も販売環境の改善に向けて過度の売り急ぎに走らないようにと注意を喚起したおかげだという話もあります。しかし、米穀機構は実際のところ10月の段階では、米価の水準として上昇下落の判断水準となるのが大体50だと言われております。この50を依然として下回っているという話です。これがさらに50より上向けば、価格が上昇に転ずると思っております。そうすれば、現在の米価よりは少しは農家が潤うんではないかと思っております。潤うところまでは多分行かないと思っておりますけれども、現状の苦しい状況をとにかく皆さんに御理解していただきまして、少しでも米価の下落を防ぐ形をお願いしたいなあと思っております。

そこでお伺いしたいのは、現在、国が方策として、ある程度この緊急米価対策について方針を出していると思っております。この方針について、市としてどのような対応をされているのか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 対策でございますが、現在、主食米の消費が落ち込んでいるところでございますが、民間在庫も過剰基調にある現状で、来年以降の米価の上昇は大変難しいものと思っております。

ただ、新聞紙上でも載っておりますが、農林水産省は2015年産の米の生産調整、減反でございますが、生産数量目標を14万トン減らすと打ち出しております。こういったことを目的に達成するためには、新たな補助金の新制度も導入するというのが新聞紙上でも発表されて

おります。こういったことでトン数を減らせば、多少なり米価が上がるのではないかと考えております。

市といたしましても、農協さんともよく協議の上、麦、大豆、飼料米等について、転作を推進・強化し、主食米の生産供給量を減らし、米価が上向くような状況を模索していきたいと考えております。

市単独で実施しております生産調整についても、先ほど市長の答弁にもございましたように、引き続き10アール当たり1万円の補助も継続していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 次に質問させていただくことについては、事前に通知が出してないので、もし回答できたらという範囲内でお願いいたします。

最近、新聞紙上におきまして、麦、大豆とは別に、飼料米の面積増加の記事が多く見受けられます。その中で、弥富市の飼料米に対する割合がどうなっているのか、わかる範囲で答え願いたいと思います。

特に大規模農家と言われているオペレーターなどでは、飼料米に対する転作の要望がたくさんあります。そして、飼料米に対する取り組みについては、実際、ある程度需要がなくて供給できないというような仕組みになっているはずですが、その辺について、最近の動向がもしわかればお答え願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 飼料米についてでございますが、平成26年産につきましては、当初の計画より面積がふえておりまして、補正予算を組ませていただく予定でございます。

27年産につきましても、JAさんを通じまして申し込みがございましたら、経済連のほうでお引き受けをしていただけるよう要望しておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 実際、飼料米についてはなぜ農家が取り組みたいか、特に大規模農家について取り組みたいかということについては、皆さん御承知のとおりだと思っておりますけれども、実際、ある程度助成金が多いということは間違いないことです。

米をつくるよりも、麦、大豆をつくるよりも、ことしのような米価についてはある程度飼料米をつくと農家として、大規模農家としては特にそうですけれども、厳しい経営状態が少しでも楽になると思っておりますので、もしそういう飼料米の取り組みが少しでもふえる仕組みがあるようでしたら、ぜひとも市のほうからも要望していただきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

さきの11月22日の農業新聞には、次のような記事が載っていました。石川県加賀市で、水稲、大豆など約100ヘクタール、かなりの大規模農業を経営する45歳のAさんは、次のように訴えています。2014年産米は価格が下落、収量低迷、品質低下の三重苦にあえいでいます。8月の記録的な大雨や日照不足で収量が低迷、乳白米が1割も発生し、等級が伸び悩んだ。そこに米価下落が追い打ちをかけた。米の直接支払い交付金が半減を含めると、2013年産で8,500万円あった米の売り上げが3,000万円近く減る見込みである。近年、近隣地域では農業者の高齢化に加え、農機の更新ができず耕作を諦める人が多い。こういう米価が続けばやめざるを得なくなる農家がふえる。現場が求めるのは、谷間のような条件不利地でも担い手が営農を続けられることである。1つの圃場がもし耕作放棄地になれば、隣接する圃場も雪崩のように変わってしまう。地域の水田は地域で守っていききたい、その思いをわかってほしい、こういう記事が載っていました。

今、弥富市においても、水田を守るために地域保全体が活動しております。農家以外の方の協力もいただいております。ただし、この地域保全体の活動についても、これから先どうなるか、不明な点もあります。今、弥富市の全面積というのは48.18平方キロメートルあります。そのうちの水田は1,740ヘクタール、全体の36.1%、畑は195ヘクタールで4%余りです。田畑を合わせても全体で40%余りです。

今、この全域にもし雨が降ったとして、農地、農地以外の土地関係なく雨は降り注ぎます。そして排水路を通して排水機場から排出されていきます。この排水路の整備に対して、地域保全体が活躍していると思っております。この地域保全体の活動について、市として今どう捉えてみえるのかをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 排水路につきましては、農地の排水のみではなく、宅地や公共施設等も含めました流域一体の排水を担っておりますし、排水機は市民の安全・安心な暮らしを守るために極めて公共性の高い施設でございます。そのために、排水に係る費用につきましては、市で負担しなければならないと考えております。

排水機の維持管理につきましては、施設の所有者であります土地改良区さんで行っていただいておりますが、そのために経費につきましては県の補助事業であります排水機維持管理事業の対象となっておりますし、また県の補助残分の経費につきましては全額市が補助している状況でございます。幹線排水路の改修費用につきましても、県及び市からの補助によりまして全額賄っております。

そういったことも含めまして、こういった保全体等の組織は重要でもあり、今後も引き続きお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 保全体活動については、地域によっていろんな仕事を行ってみえるみたいなんですけれども、それぞれの地域で、地域の排水、特に排水では一般の農家、農家以外の方、全て協力していただいて私の地域でもやっていただいております。

そして、この排水施設については、相当不便なところ、そして傷んでいるところもあります。その中で農地が耕作放棄地になっている場合、特に排水路についてはその隣で草が生い茂り、排水自体がかなり不便な状態になっているところも多く見受けられます。どうかそのことも考慮していただきまして、この地域保全体の活動についても、これから先、ある程度市としても指導していただきたいなあと考えております。ぜひともよろしく願いいたします。

さて最後に、これについては先ほど部長のほうからもお話がありましたし、市長のほうから伊藤議員のときの回答にもありましたので、あえて私からもこれはお願いしたいもので、もう一度お願いするという意味で、排水路についての補助金について少し質問させていただきます。

まず排水路について、排水路、排水機場というのは、農家はもちろん、農家以外の方の安全・安心を守るための重要な施設になっているところです。生命・財産を守るための地域排水であり、地域施設になっています。今、弥富市として排水賦課に対して20%の助成をしていただいております。現在の米価の現状、それによる農家の苦しい現状を踏まえて、あえて地域排水に対してさらなる助成をしていただきたいと、これは私からも願います。

先ほど市長のほうから回答がありました、20%の上乗せ、本当にありがたいと思っております。できればさらに上乗せを期待したいと思いますが、その辺について、市長からもし一言ありましたら、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほど伊藤議員にも答弁させていただいたわけですが、今年度米の下落ということ、あるいは農家の環境が非常に厳しいというような状況の中で、私どもとしては経常賦課金という形で排水賦課金があるわけですが、これにつきましては従来20%補助させていただいております。

そういう状況の中において、27年度当初予算に今私どもとしては、さらに20%の排水賦課金を軽減していきたいという形で、農家の賦課金を軽減していきたいと考えておるところでございます。

しかしながら、全体のバランスも考えていかなきゃならないという形の中で、これは今土地改良事業に対するさまざまな補助金を出させていただいておりますけれども、こちらのほうも軽減をさせていただくということ、今どれぐらいの金額かということは査定をさせていただいておりますけれども、あわせてお願いをしていかなきゃいけないと思っ

ておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） ありがとうございます。

できれば20%と言わず、25%でも30%でも、ぜひとも補助金の上乗せはお願いしたいんですが。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私どもの排水賦課金の額が約750万ほどだと思っております。そういう形の中で、さらに20%ということになりますと、1,500万近くの金額になってくるわけですので、それは膨大な市の財源でございます。そういったことを十分御理解もいただきながら、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 他の土地改良施設の予算が削られるということがありますので、その辺は理解したいと思いますが、排水賦課に対する助成が他の土地改良施設の削減にならないように要望もしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それについての質問はこの辺にしておきます。

それでは、次の質問に移りたいと思っております。

次に、高齢者の肺炎球菌ワクチン定期接種の公費助成について質問したいと思います。

最近、寒くなりまして風邪を引いている人も目立つようになってきました。中には、風邪をこじらせて肺炎になる人もいます。肺炎は日本人の死因の第3位で、亡くなる人の大半が65歳以上だそうです。

肺炎の主な症状としては、せきとたんと熱だそうです。風邪やインフルエンザなどが上気道と呼ぶ喉の周辺で炎症を起こすのに対して、肺炎はもっと奥の肺にまで炎症が起きますそうです。主な原因としては、さまざまな細菌やウイルスであり、風邪が長引くと傷ついた粘膜にこれらが入り込み、肺炎を発症しやすくなるそうです。肺炎は、日常生活の中でかかる場合、病院に入院中に感染してしまう場合と、口の中の細菌などが誤って肺に入って起こす誤嚥性などがあり、一般の生活の中で起こる肺炎のうち約3割は肺炎球菌が原因だそうです。高齢者の中には、糖尿病や肺の慢性病を持つ人も多くあり、専門家によると予防が大切だと指摘されています。

10月からは、肺炎の原因となる肺炎球菌の高齢者向けのワクチンの定期接種が始まりました。高齢者の肺炎球菌ワクチン定期接種の今年度の対象者はどうなっているのでしょうか。また、肺炎球菌ワクチンとはどのようなワクチンなのでしょうか。そして、どのような公費助成があるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えします。

まず本年度の対象者等でございますけれども、平成26年10月1日から定期の予防接種の対象疾病に追加されております。そのような政令の一部改正が施行されております。

高齢者の肺炎球菌ワクチンは、定期予防接種化になりました。対象者は65歳の方と、60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓、または呼吸器の機能の障がい、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいを有する方としております。

経過措置といたしまして、平成26年度から平成30年度までの間は、各当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方が対象となります。また、平成26年度に101歳以上となる方は平成26年度のみ対象となります。また、既に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのある方は対象外ということになっております。

また、どのようなワクチンで、どのような助成があるかというお話でございますが、肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。肺炎球菌には93種類の血清型があり、定期接種で使用される23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンは、そのうち23種の血清型に効果があります。この23種の血清型は、成人の重症の肺炎球菌感染者の原因の約7割を占めるという研究結果がございます。接種は1回で、筋肉または皮下に注射するもので、接種量は0.5ミリリットルでございます。

また、海部地区の平成26年度高齢者の肺炎球菌定期接種の委託料、接種料でございますが、8,388円で、自己負担額が2,000円が定期接種となっております。なお、生活保護の世帯につきましては免除となっております。

また、定期接種になる以前から、70歳以上の方を対象にした任意接種の助成制度がございます。これは平成27年3月までで終わるわけでございますけれども、接種料は、公費負担が3,000円となっております。自己負担は、差し引きいたしますと約5,400円弱ということになっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 申しわけありません。先ほど言われた中で、60歳から65歳の該当する方というのはどのような方か、再度、ちょっと聞きそびれたかもしれませんので、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 早口で失礼いたしました。

60歳以上64歳未満の方であって、心臓とか腎臓、また呼吸器の機能障がいの方、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能が低い方ですね。そういった障がいのある方を対象として行うということでございますので、基本的には65歳以上の方ということで御理解いただきたいと思っております。



○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 例えば60歳から65歳までの方で、今その病状を話されたんですけれども、その病状は、医者に診断されて、その症状があれば受けることが認められるということで捉えてよろしいでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） はい、そのとおりでございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 次が本題なのですが、肺炎球菌のワクチンなのですが、実際、高齢者の肺炎球菌ワクチンを定期接種というのは、数年前から国が推奨していることだと思っております。そして、中には全額自費でもう既に打たれた方があると伺っております。

特に、今年度10月から始まった公費助成について、後から通知をいただいて、結局その方は5年たっていないうちに通知が来たものですから、今回の通知は効力を使えないということで、今度5年たったときには多分この65歳、70歳、75歳の間に入らない方だと思います。この方たちが、もし72歳のときに5年後で打たれるときというのは、助成はほとんどないと判断してよろしいのでしょうか、お伺いします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 定期接種前に全額自費で接種された方はたくさんいらっしゃるかと思います。また、平成25年5月から、先ほど言いました任意接種の費用補助ということをやっております。その段階で打たれた方というののもかなりいらっしゃるということでございます。

既に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのある方は、定期接種の対象外になるということでございます。また、接種後5年経過せずに接種を行うと、注射部分の疼痛とか紅斑、硬結等の副反応が初回接種よりも頻度が高く、程度が強く発現するという報告がございます。接種は避けていただくほうが無難かと思っております。

次回の定期接種を受ける場合どうなるかという御質問でございますが、今回、厚生労働省が高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種を5年かけて65歳以上の皆さんに受けていただくわけでございますけれども、5年後の平成37年以降の取り扱いについては、接種対象について経過措置対象者の接種状況や接種記録の保管体制の状況等を踏まえて、改めて検討するとしております。

なお、再接種につきましては、初回接種に比べて抗体の上昇率が低いという報告があることや、多くの諸外国で定期接種として再接種を広く実施していないということ等の状況を鑑み、現時点では対象とせず、今後、審議会で検討を行うとしているものでございます。今後の動向につきましては、それを見ていく必要があるかなあと思っております。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 実際、私も相談を受けまして、この方、最初に63歳のときに打たれ、今まだ5年たらず65歳の通知がいただいたという話だったんです。

そして、5年後というとは68のときになるんですけれども、私2,000円では打てませんよねという話だったんです。それで、国の方針でこういう形のやり方になっている以上はしようがないかもしれませんが、例えば70歳になると、先ほどお話がありましたように8,388円もかからないという話も伺っているんですけど、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） その安く打てるということが何を根拠かちょっとわかっていないんですけれども、現実的に市として、お医者さんのほうとお話しさせていただく金額が8,388円でございますので、この金額より安くなるということはちょっと考えにくいのかなあということは思っております。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） わかりました。

多分、この方が高齢になってきて、肺炎にならないようにということで、健康上のことを留意されて事前に接種されたことだと思っております。もし国の方針が変わりまして、そういう方について、例えば65歳ではなくて68歳とか67歳でも、5年たったときに、その年代になった人にも、もし助成ができるような制度ができましたら、早急にお伝えしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

高齢者に多い肺炎のうち特に注意すべきなのが、細菌が唾液や食べ物と一緒に肺に流れ込んで生じる誤嚥性肺炎だと言われていています。70歳以上で肺炎と診断された人の70%以上、90歳以上に限ると約95%が誤嚥性だと言われていています。

通常、口から食べたり飲んだり、物や唾液は喉から食道を通過して胃に送られます。嚥下という機能だそうですが、飲み込む際は食道の隣の器官に間違えて飲食物などが入らないようにふたが閉まる仕組みになっているそうです。誤って入っても、せきをしたりむせたりして器官の外に押し出される状態になるそうです。

ただ、こうした動きというのは年とともに衰えてきます。高齢者には、脳梗塞の後遺症があったり認知症を患っている方も多くあります。この結果、神経の働きなどが低下して、誤って入った物をせきで外に出す力も弱まっています。口の中には約400種類の細菌類がいると言われていています。健康な人の口の中に普通にいる菌が、誤嚥性肺炎の原因になると言われる大学の先生も見えます。病気の後遺症や体力の低下などで歯磨きが不十分になると、歯と歯茎の間などに細菌の固まりである歯垢ができやすくなり、口の中の衛生状態が悪化し、嚥

下障がいと合わさって細菌が肺に入ってしまいます。高齢者に多い誤嚥性肺炎は、一般的な肺炎と異なって、何回も繰り返すことが多いそうです。肺炎の主な原因である肺炎球菌には予防用ワクチンがありますが、誤嚥性か、それ以外の細菌で起こる場合にまで防ぐことは難しいとされています。

そこで、肺炎球菌ワクチンの接種と肺炎予防に役立つことを推奨すると同時に、歯磨きなどの口腔ケアが誤嚥性肺炎の予防に役立つことも推奨してはどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 誤嚥性肺炎における口腔ケアについての御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、肺炎で死亡する方の70%が誤嚥性肺炎によるものでございます。気管から肺へ飲み込んだ物の量と、その中に含まれている細菌の数が多く、病気などで体力、免疫力、吐き出す力が低下しているときに起こります。そのためには、絶えず口の中を清潔に保つ必要がございます。

保健センターの歯科衛生士による口腔衛生指導の教室、これは「歯っぴースマイル教室」と言っておりますけれども、誤嚥性肺炎予防、口腔ケア、口腔機能アップ体操を高齢者対象に実施しております。今年度も8月に単位福寿会の会長さん宛てにこういった御案内を差し上げているということでございます。実績といたしましては、25年度は3つの福寿会、26年度は2つの福寿会で開催していただいております。

引き続きこういったこともPRさせていただきながら、議員の御指摘のような口腔ケアについての啓発を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） ぜひとも全地域で、ある程度福寿会の方にこういう指導もしていただきたいなあと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

最後の質問ですけれども、子供たちの安心・安全のための取り組みの1つとして、キッズ携帯について質問をさせていただきます。

子供が行方不明になり、犯罪に巻き込まれる事件がたびたび起きたりすると、子供たちが安心して生活できる取り組みが必要になってきます。登下校時には、先生や父兄が見守りながらの付き添いや、交差点では旗振りなどをやっていただいております、安心して通学ができる体制ができていると思うのですが、特に下校時において、家と家との距離が離れている地域では、最後は1人で帰宅しなければならない子もいます。また、帰宅してから子供1人で塾や習い事に通ったり、友達の家遊びに行ったりすることもあります。常に家族が付き添ったりできないこともあり、そういうときに犯罪に巻き込まれたりする心配があります。

その対策の1つとして、キッズ携帯というものがあると伺いました。このキッズ携帯にはいろいろな機能があり、今子供がどこにいるのか把握できる機能もあり、防犯上も役に立つものだと伺いました。しかし、いろいろな有害サイトにもアクセスできるのではないかと心配もあります。

今、このキッズ携帯に対して、学校としてはどのような指導をしてみえるのか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） キッズ携帯に対して、学校としてはどのような指導をしているかという御質問にお答えさせていただきます。

現在、文部科学省からの通達で、基本的には携帯電話の学校への持ち込みは禁止をしています。ただし、病気などの特別な事情がある場合は認めております。現在、この病気などの特別な事情についての基準がございませんので、今後、教育委員会や校長会で病気などの特別な事情について検討をしてみたいと思っております。

携帯電話の指導につきましては、携帯電話やインターネットの使用上の注意や、インターネット上の違法有害情報の危険性を情報モラル教室等で指導しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） あえてもう一度確認させていただきますけれども、キッズ携帯についてはやっぱり文科省の指導があつて、実際に学校の持ち込みについては一応禁止ということによろしいですか。はい、わかりました。

平成25年における刑法犯罪に巻き込まれる20歳未満の子供というのは、被害件数が約20万件もあるそうです。子供が被害者となる刑法犯罪の件数は、全刑法犯罪の中でも約2割に及ぶそうです。

子供が危険に巻き込まれることが多いと思っております。特に、子供が巻き込まれる犯罪としては、窃盗、暴行、傷害、強制わいせつ、恐喝などがあるそうです。特に学年別に見ると、犯罪被害者になる件数が多い順に、高校生以上、中学生、小学生、そして小学生以下の未就学児童となっています。季節では大体7月から10月が多いそうですが、特に時間帯として危険なのが下校時から夕食時までの間で、大体午後2時から6時ごろまでの間で多く発生しているようです。特に、先ほども最後に話したように、下校時で1人で行動する時間が一番危険らしいです。

今、安全対策として、先ほどお話ししたキッズ携帯、それ以外に市から支給されている防犯ブザー、そしてホイッスル等があります。ただし、このキッズ携帯とか防犯ブザー、ホイッスルなども、実際のところ、ランドセルに入れたりかばんの中にあつたりしては、いざと

いうときにはほとんど効果はありません。一番肝心なのは、これを支給されて、この子供たちが実際すぐ使える状態にあることが大事だと思っております。

そこでお伺いしたいんですが、防犯ブザーについてですが、この防犯ブザーを今子供たちがどのような位置に取りつけているか。そして、防犯ブザーについては当然音量が大きくなければ効果がないと思いますけれども、その音量が大きいかどうかについて、まず支給されている防犯ブザーについてお聞かせください。

そして、防犯ブザーについて調べさせていただいたときに、音声防犯ブザーというものがあると伺いました。その音声防犯ブザーというものについて、どのような形のものか。そして、そのほうが効果が高いという説明があります。その辺で、音声防犯ブザーのほうを市として支給するのがよいのではないかと思うのですが、その辺もお答え願いたいと思います。その辺について、よろしくお願いいいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 市が現在支給しています防犯ブザーの音量について、音声防犯ブザーへの切りかえについて及び使用方法についての御質問でございますが、現在、市が市費で支給しています防犯ブザーの音量は84デシベル以上となっております。これは地下鉄の中の音量に近くなっておりますので、かなり大きな音量だと考えております。

議員御提案の音声防犯ブザーへの切りかえについてでございますが、現在使っております防犯ブザーにつきましては、財団法人全国防犯協会連合会推薦の防犯ブザーを配付しておりますが、音量についても先ほど申しましたようにかなりの音になっておりますので、現在のところ音声ブザーへの切りかえは考えておりません。

また、防犯ブザーの使用法の周知についてでございますが、使用方法等の注意事項を配付してまいりたいと思っておりますので、今後も同様に配付して、使い方等について周知の徹底をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 1つだけ、答弁漏れがあるんですけども、大体子供たちがどこにつけておるかということがわかれば。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 失礼しました。

基本的にはランドセルの横のところに、こういう使用方法のものをつけてやっておるんですけど、議員御指摘のように、ランドセルの中に入れていたというケースもございますので、先ほど申しましたように、基本的にはこういったところにつけられるような形になっておりますので、今後はそういった指導をしていきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） きのう、偶然なんですけど、帰り道でちょうどその交差点のところで小学生の子供たちがたくさん並んでいました。

それで、防犯ブザー、私もどこにつけているのかなあと見させていただきましたが、多分30人ぐらいの子供が固まりでいたと思いますけれども、外からではわからなかったんです。ランドセルのどこにあるのかなあと。反対側についているかもしれません、実際のところは。ただ、どう見ても、全員の方が同じ側につけてないということは、ないんじゃないかなあと判断したんですけれども、できればかばんの中にあることを期待しておりますので、できたらこういう指導もぜひともお願いしたいと思います。

そして最後になるんですけれども、私もこの防犯ブザーという音を実際に知らないんです。この音が鳴ったら防犯ブザーが鳴ったんだと、子供が助けを求めておるということを、皆さん果たして何人の方が知ってみえるかということをお聞きしたいぐらいなんです。

〔発言する者あり〕

○16番（武田正樹君） それは大きな音じゃなくては意味がないんです、実際のところは。もしこの場で防犯ブザーで鳴らしてもいいと議長が許可していただけるのであれば、この防犯ブザーを鳴らしていただきたいと思うんですが、議長、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 現物はあるんですか。それは市が支給しているブザーですか。

じゃあ一度鳴らしてみてください。

○16番（武田正樹君） 議長のお許しが出ましたもので、防犯ブザーを鳴らしていただけますか。

〔防犯ブザー音あり〕

○16番（武田正樹君） 皆さん、多分聞かれて、私もこういう音だということを初めて知りました。この音が鳴ったときに、子供が助けを求めているということを皆さんに周知してもらわないと、せっかく持っている防犯ブザーを鳴らしても、これは何の音だろうということでは周りの人が助けようがないと思うんですよね。

これは、皆さんにこの音が防犯ブザーの音だということを父兄の人からでもある程度知っていただくことはぜひとも必要だと思いますので、今後、学校の行事とかそういうことでもいいですので、ぜひとも防犯ブザーを鳴らしていただいて、この音が鳴ったら子供が助けを求めているということを知ってもらうためにも、ぜひともこういうことも指導をしていただきたいなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 防犯ブザーにつきましては、入学式等に新1年生に支給しておりますので、そういった機会を通してPTAの方に周知してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 最後に、PTAの方もさることながら、各学区、体育祭、いろんなコミュニティの行事があると思います。そういう場でも、こういう形の音が鳴ったら子供が助けを求めているということを周知していただくことは必要なあとと思います。

実際、子供たちが通学する途中に見えるのは一般の人です。PTAばかりじゃありません。ぜひともその辺も考慮していただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時30分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 横 井 昌 明

同 議員 堀 岡 敏 喜

